

本資料のうち、枠囲みの内容
は商業機密の観点から公開
できません。

2021年10月28日
02-他-F-01-0090_改 1

技術基準要求機器リストに関する説明書

2021年10月

東北電力株式会社

目次

1. 技術基準要求機器リスト（ヒアリング用） 1
2. 比較表（技術基準要求機器リスト） 24

1. 技術基準要求機器リスト(ヒアリング用)

申請対象設備			DB/SA	関連条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
施設共通 (アクセスルート)	-	ブロードゲー	SA	54条	54条103	B	アクセスルート確保のための障害物除去	台数	屋外アクセスルートに対する防護による影響(構造寸法構造等の構成、基本設計方針の前堤及び平面の寸法等)その他自然災害による影響(風災)及び電巻(による飛来物、積雪及び吹き出しによる影響等)を想定し、定期的に復旧可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除く可能なブロードゲー(台数)(予備))及びハーケント(台数(予備))を保管する。	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通 (アクセスルート)	-	バッカホウ	SA	54条	54条103	B	アクセスルート確保のための障害物除去	台数	同上	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通 (安全避難通路)	-	安全避難通路(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)	DB	13条	13条1	E	安全避難通路	-	発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路(「安全避難設備」)が設置され、第1号機設備(第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2号機共用」及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)の各機器の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機又は灯具(内蔵した蓄電池)により電力を供給できる非常用(「第2号機設備」、「第1号機設備」、「第1、2号機共用」及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)を設置する。安全に避難できる設計とする。		
施設共通 (安全避難通路)	-	誘導灯(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)	DB	13条	13条1	E	避難用の照明確保	-	同上		
施設共通 (安全避難通路)	-	非常灯(「第2号機設備」、「第1号機設備」、第1、2号機共用)及び「第1号機設備」、「第1、2、3号機共用」)	DB	13条	13条1	E	避難用の照明確保	-	同上		
施設共通 (安全避難通路)	-	非常用照明	DB	13条	13条2	E	作業用照明の確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流通照兼非常用照明及び直流通照明を設置する設計とする。		
施設共通 (安全避難通路)	-	直流通照兼非常用照明	DB	13条	13条2	E	作業用照明の確保	-	同上		
施設共通 (安全避難通路)	-	直流通照	DB	13条	13条2	E	作業用照明の確保	-	同上		
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(棒中電灯)	DB※2	13.54条	13条6 54条92	E	作業用照明の確保	-	設計基準事故が発生した場合に用いる可搬型の作業用照明として、内蔵蓄電池を備える可搬型照明(棒中電灯、ランタータイプLEDライト及びバーライト(ヘルメット装着用))を配備する設計とする。		*2:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(ランタンタイプLEDライト)	DB※2	13.54条	13条6 54条92	E	作業用照明の確保	-	同上		*2:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(ヘッドライト(ヘルメット装着用))	DB※2	13.54条	13条6 54条92	E	作業用照明の確保	-	同上		*2:54条要求を含む
施設共通 (安全避難通路)	-	可搬型照明(SA)	SA	54条	54条92	E	作業用照明の確保	-	重大事故等対応設備は、操作する全ての設備に対しおかげの操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要な操作時間と操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。		
施設共通 (安全避難通路)	-	非常用電源設備からの給電	DB	13条	13条3	E	電源設備からの給電	-	非常用電源設備は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流通照兼非常用照明は非常用低圧母線及び125V蓄電池、並びに直流通照明は125V蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。		
施設共通 (巻き)	-	電巻防護ネット	DB	7条	7条39	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 継径 幅目寸法 厚さ	防護措置として設置する防護対策施設としては、電巻防護ネット(ネット(金網部)、硬鋼製材、綫径4mm、網目50mm及び140mm)、防護板(炭素鋼、板厚8mm以上)及び支持材に構成する。及ぼす外部事象の機械的喪失に対する防護機能を確保する。機械的喪失に対する防護機能を確保する。機械的喪失に対する防護機能を確保する。	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通 (巻き)	-	電巻防護鋼板	DB	7条	7条39	B	外部事象防護対象施設の防護機能	材料 厚さ	同上	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通 (地震)	-	揚水ポンプ	DB※3	5.50条	5条61 50条64 5条66 50条72 5条67 50条73 5条70 50条76 5条82 50条85	B	地下水位保持機能	個数 容量 揚程 原動機出力	耐震設計下部構造(底盤コンクリート)により山から地にかけての重い荷重が分散され、敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、原子炉建屋、制御建屋及び第3号機海水泵室(換気建屋)に作用する揚圧力の低減及び周辺の土工構造等による液状化影響の抑制を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持するため、原子炉建屋、制御建屋及び第3号機海水泵室(換気建屋)の地下防水位低下設備をエコア2級統合民営する。 耐震評価において、地下水位の影響を受ける設備及びアラカルト(オプション)について、地下水位低下下限の設備の効果がぶる範囲(0.0~+14.8m)において、その機能を考慮した設計用地下水位を算定する。地下水位を算定する際の地下水位は、自然水位より保守的に設定した位置(0.0m)においては、自然水位より保守的に設定した位置又は地下水位で計算用地下水位を設定する。地下水位の影響を考慮する。	地下水位低下設備の設計方針	*3:50条要求を含む

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する仕様)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
施設共通 (地震)	—	水位計	DB※3	5.50条	5条68 50条74	B	地下水位保持機能	個数	地下水位低下設備は、1系統当たり3個(計12個)設置した水位計からの水位信号を1つとして、2 out of 3論理により揚水ポンプの自動起動及び自動停止を行うことで、揚水井戸の水位を監視で制御できる設備とする。また、揚水井戸の水位を監視で制御する設備として、揚水井戸の水位を監視して制御可能な設計とする。水位計の異常時には、これを複数に接続して動作する場合、各水位計からの警報(水位が又は高、水位が高、電源喪失、揚水ポンプ故障)を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動により運転員に通知できる設計とする。	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	ドレーン	DB※3	5.50条	5条66 50条72	D	地下水位保持機能	—	地下水位低下設備は、ドレン、接続桿、揚水井戸、蓋、揚水ポンプ、配管、水位計、制御盤、電源(非常用データーセル発電機)、電源盤及び電路により系統を構成する。	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	接続桿	DB※3	5.50条	5条66 50条72	D	地下水位保持機能	—	同上	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	揚水井戸	DB※3	5.50条	5条66 50条72	D	地下水位保持機能	—	同上	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	配管	DB※3	5.50条	5条66 50条72	D	地下水位保持機能	—	同上	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	制御盤	DB※3	5.50条	5条68 50条74	D	地下水位保持機能	—	制御盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり現地及び中央制御室に1面ずつ設置し、原子炉建屋・制御盤及び第3号機海水交換器建屋エリアのそれぞれ1系統の設備ごとに監視・制御可能な設計とする。	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	電源盤	DB※3	5.50条	5条69 50条75	B	地下水位保持機能	容量	地下水位低下設備は、電源盤(容量296kVA)、及び電路を設置し、非常用交流電源設備である非常用データーセル発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。また、全交流電力喪失時などに発電機から設備に必要な電力を供給する設計とする。電源盤は、2系統の独立した設備を1系統当たり1面ずつ設置し、原子炉建屋・制御盤建屋エリア及び第3号機海水交換器建屋エリアのそれぞれ1系統の設備ごとに電力を供給できる設計とする。	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	敷地側集水ピット(北側)	—※4	5.50条	6条75 50条81	D	雨水等の排水	—	地下式住民避難施設(高さ14m以上の高さの自然高さにて揚水されなければならない)の雨水等を排水する。全交流電力喪失時などに発電機から設備に必要な電力を供給する設計をする。	地下水位低下設備の防震計算の方針	※4:5条、50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	非常用電源設備からの給電(地下水位低下設備)	DB※3	5.50条	5条69 50条75	D	電源設備からの給電	—	地下水位低下設備は、電源盤(容量296kVA)、及び電路を設置し、非常用交流電源設備である非常用データーセル発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。また、全交流電力喪失時などに発電機から設備に必要な電力を供給する設計をする。	地下水位低下設備の設計方針	※3:50条要求を含む
施設共通 (地震)	—	常設代替交流電源設備からの給電(地下水位低下設備)	SA	50条	50条75	D	電源設備からの給電	—	同上	地下水位低下設備の設計方針	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	原子炉建屋原子炉棟(屋根トラス、耐震壁等)	DB	26条	26条41	E	基準地震動Seによって使用済燃料プールへ落不下しない設計	—	原子炉建屋原子炉棟の屋根を支持する屋根トラスは、基準地震動Seに対する発生能力が底層耐力を超えず、使用済燃料プール内に落不下しない設計とする。また、屋根トラスは、内に落不下しない設計とする。コンクリート造の床を設計構造とし、地震による床板のない構造とする。また、燃料取替床の床面より上部を構成する壁は、鉄筋コンクリート造の耐震壁であり、燃料取替床の床面より下部の耐震壁と合わせて基準地震動Seに対して使用済燃料プール内に落不下しない設計とする。	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	非常用電源設備からの給電(使用済燃料貯蔵槽の状態監視)	DB	34条	34条34	E	電源設備からの給電	—	燃焼貯蔵プール水温度、燃料フルクール冷却活性化ボンブロ温度、燃焼貯蔵フル水位、燃料フルラム引張強度及び使用済燃料フル水位、温度(ガイドバルス式)及び通常用内電源からの電源供給により、使用済燃料プールの水温及び水位を計測することができる設計とする。	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	使用済燃料プール水位/温度(ヒートサー・モビズ)は、所内常設设备用電源設備、常設代替交流電源設備及び常設代替交流電源設備からの電源供給により、使用済燃料フル水位/温度(ガイドバルス式)及び使用済燃料フル水位を計測する。常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	所内常設電式直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	軽心捕集器防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な電用原子炉建屋内状況を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により停止する場合を除いた場合において、代替電源設備で常設代替交流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を使用できる設計とする。	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	所内常設電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	—	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	—	同上	—	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備				DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名										
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	可搬型計測器		SA	73条	73条11	B (B)	可搬型計測器による温度、水位等の計測・監視	個数	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計測電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心換熱器停止対策及び格納容器損傷防止対策等を成功させることで必要な電用原子炉遮蔽施設の状況を把握するためのパラメータを計測する装置について、温度及び(りんご)湿度、原子炉遮蔽施設内温度、原子炉遮蔽施設内測器、原子炉遮蔽施設内冷却剂容積、冷却水の温度、圧力、位置、流量及び原子炉遮蔽施設内の故障を想定した予備(個)個(セイ)セイ)26個(予備26個(緊急時対応遮蔽施設)(保管))。(計測御系系統設計のうち24件(緊急時対応遮蔽施設)の設備の新規燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備の計測御系系統の構成として適用)により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏水率を監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び監視動作範囲に関する説明書	4.10計測制御システムの基本設計方針の運用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	-	使用済燃料プール監視カメラ		SA	69条3	69条52 73条3	B	重大事故等時ににおける使用済燃料プールの状態監視	個数	使用済燃料プール監視カメラは、カメラと一緒に冷却装置により冷却するとして、廃環境向上を図る重大事故等に対するために監視することが必要なシステムである。炉心換熱器停止対策及び新納容積の冷却装置等を監視するためのパラメータとして、原子炉遮蔽施設の設備を監視するためのパラメータとして、計測する項目は、(裏)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リストの「使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏水率を監視する装置」に示す重大事故等対応設備の他、使用済燃料プール監視カメラ(個数)とすること。	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏水率を監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び監視動作範囲に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.1 燃料プール冷却浄化系)	常設代替交流電源設備からの給電(重大事故等における使用済燃料プールの除熱)		SA	69条	69条56	E	電源設備からの給電	-	燃料プール水冷却系は、非常用交流電源設備及び炉心換熱器冷却水系配管子手端部外側冷却水系を介して、機能喪失した場合でも、常設代替交流電源設備及び原子炉遮蔽機器代替冷却水系を通じて、使用済燃料プールを除熱できる設計とする。	-	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)	サイフォンブレーカ孔		SA	69条	69条3 69条4	D	サイフォン現象防止	-	使用済燃料プールに接続する配管の破損等により、燃料プール水冷却水系配管からサイフォン現象による水の漏えいが発生した場合に、原子炉遮蔽施設のうち24件(燃料料系の冷却装置のうち24件)、燃料ブレーカ孔等を満水できたり、漏えいの現象を防止し、燃料ブレーカ孔等を満水できたり、漏えいの現象を防ぐための水を遮断するため、燃焼炉水冷却水系のサイフォンブレーカ孔を設ける設計とする。	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮断能力に関する説明書	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)	ホース延長回収車		SA	69条	69条12 69条23	C	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	燃料プール代替注水系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.3 燃料プールスプレイ系)	ホース延長回収車		SA	69条	69条33 69条42	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	燃料プールスプレイ系(常設配管)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.4 放射性物質遮蔽抑制系)	ホース延長回収車		SA	69.70条	69条48 70条4	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	放水設備(大気への放散制御設備)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(予備1))により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料プール代替注水系)の兼用
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	2.5(2.4.4 放射性物質遮蔽抑制系)	シルトフェンス		SA	70条	70条8	C (C)	海洋への放射性物質遮蔽抑制	高さ 幅 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に適した大きさ及び幅を有する設計とする。必要性は、各設置場所に必要な幅に対してシルトフェンスの高さを決定する。シルトフェンスは、排水口に本(幅さ約5m)及び枝(幅さ約5m)として計2枚、分岐ビード排水放水口に本(幅さ約7m、幅さ約6m、幅約11m)として計2枚及び取水口に本(幅さ約6m、幅約12m、幅さ約20m)として計2枚の合計12枚を使用する設計とする。また、予備については、被災時のパックアップとして、各設置場所に対して1組の合計6本を保管する。	設定根拠に関する説明書(別添)	7.4.3.(7)d 放射性物質遮蔽抑制系の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)		SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源又は常設蓄電池が喪失した場合の重大事故等に対応設備として、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替蓄電式直流水源設備又は常設蓄電式直流水源設備により内常設蓄電式直流水源設備を充電し、作動に必要な直流水源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パワーダンピングを遮断する設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替直流水源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)		SA	61条	61条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉冷却材圧力パワーダンピングが遮断して、主蒸気逃がし安全弁は、常設代替蓄電式直流水源設備により内常設蓄電式直流水源設備を充電し、作動に必要な直流水源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パワーダンピングを遮断する設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)		SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源又は常設蓄電池が喪失した場合の重大事故等に対応設備として、主蒸気逃がし安全弁は、可搬型代替蓄電式直流水源設備により内常設蓄電式直流水源設備を充電し、作動に必要な直流水源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パワーダンピングを遮断する設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	常設代替交流電源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁)		SA	61条	61条18	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.4.1 主蒸気系)	可搬型代替直流水源設備からの給電(主蒸気逃がし安全弁機能回復)		SA	61条	61条17	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源又は常設蓄電池が喪失した場合の重大事故等に対応設備として、主蒸気逃がし安全弁は、可搬型代替蓄電式直流水源設備により内常設蓄電式直流水源設備を充電し、作動に必要な直流水源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パワーダンピングを遮断する設計とする。	-	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.1 残留熱除去系)	原子炉格納容器(サブレッシュ・エンジニアリング)		SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 個数	サブレッシュ・エンジニアリング(容量6000t、個数4)は、規定される重き事故事例において、重大事故等対応設備(設置基準部係)である残留熱除去系(サブレッシュ・エンジニアリングモード)及び残留熱除去系(サブレッシュ・エンジニアリングモード)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時に水温100℃)を復旧できる設計とする。残留熱除去系(原子炉停止時に水温100℃)を復旧できる設計とする。本設計に使用する冷却水は、原子炉補助冷却水系(原子炉補助冷却水系)から供給できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.1 残留熱除去系)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)による原子炉停止時冷却)		SA	62条	62条50	E	電源設備からの給電	-	発電用原子炉停止中ににおいて全交流動力電源喪失又は原子炉補助冷却水系(原子炉補助冷却水系を含む)機能喪失によるサボート水の故障により、残留熱除去系(原子炉停止時冷却モード)が起動できない場合、冷却水を供給するため、常設代替蓄電式直流水源設備を充電し、作動に必要な直流水源が供給されることにより機能を復旧し、原子炉冷却材圧力パワーダンピングを遮断する設計とする。本設計に使用する冷却水は、原子炉補助冷却水系(原子炉補助冷却水系)から供給できる設計とする。	-	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー ^{※1}	性能・機能	明確にする必要がある性質 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する場合。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	63条	63条5	B (B)	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の蓄熱・損傷及び燃焼等による熱の逃げを抑制するための重大事故等対応設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、フルタバメント(フルタガラス器、スカラ溶融金属罐)による、排気(ガス)を炉外に放出する装置である。原子炉格納容器フィルタベント系は、原子炉建屋外壁上に設けた放出量低減装置(原子炉格納容器内に設置した熱電離効率的な逃がし場であるスマート輸送)できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	フィルタ装置	SA	63条	63条7	B (B)	排氣中に含まれるよう素等の除去	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排氣中に含まれる粉状放射性物質、ガス中の無機元素及び有機元素を除去できる設計とする。また、無機元素をスカラバルブ装置中に捕集・保持するためにはpH3以上の性状(待機状態においてpH3以上)を維持する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	遮隔手動弁操作設備	SA	63条	63条15	B (B)	遮隔手動弁操作設備	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、遮隔手動弁操作設備(数枚) (原子炉格納容器内に設置する遮隔手動弁)、原子炉建屋内に設置する遮隔手動弁(「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系の設置を原子炉格納容器内の「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設置として兼用」)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	遮隔手動弁操作設備遮蔽	SA	63条	63条16	B (B)	遮隔手動弁操作設備場所の作業員の放射線防護	原子炉格納容器フィルタベント系使用時の排出経路に設置される隔壁弁は、遮隔手動弁操作設備(数枚) (原子炉格納容器内に設置する遮隔手動弁)、原子炉建屋内に設置する遮隔手動弁(「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系の設置を原子炉格納容器内の「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設置として兼用」)によって人力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	ホース延長回収車	SA	63条	63条22	C (C)	注水用ヘッドの運搬及びホースの敷設	原子炉格納容器フィルタベント系使用時に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数 ^{※2} (予備))1台を使用する。 ホースの敷設施設及び貯蔵施設のうち4.2 燃料ポンプ室注水系の設置を原子炉冷却系統施設のうち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設置として兼用」。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.2) 燃料フル代替注水系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F045(格納容器排気非常用ガス処理系制止め弁)	SA	63条	63条10	E (E)	悪影響防止(他系統との隔離)	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設と共に用いない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系との系統・機能を隔離するため隔壁弁(「4.2 原子炉格納容器排気非常用ガス処理系制止め弁」(T48-F040)・格納容器排気非常用ガス処理系制止め弁(「T48-F045」)・原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用)の設置を行なう。原子炉冷却系統施設は、充分な長い間隔を持たせ、原子炉格納容器のフィルタベント系の排氣操作ができるよう、どちらの被覆体においても隙間さ2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。		7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F046(格納容器排気換気空調系制止め弁)	SA	63条	63条10	E (E)	悪影響防止(他系統との隔離)	原子炉格納容器フィルタベント系は、他の発電用原子炉施設と共に用いない設計とする。また、原子炉格納容器フィルタベント系との系統・機能を隔離するため隔壁弁(「4.2 原子炉格納容器排気換気空調系制止め弁」(T48-F046)・原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用)の設置を行なう。原子炉冷却系統施設は、充分な長い間隔を持たせ、原子炉格納容器のフィルタベント系の排氣操作ができるよう、どちらの被覆体においても隙間さ2mmの遮蔽厚さを有する設計とする。		7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F043(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁)	SA	63条	63条10	E (E)	悪影響防止(他系統との隔離)	原子炉格納容器フィルタベント系の設置を行なう。原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁(「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用)と原子炉格納容器耐圧強化弁(「4.2 原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用」)との間に接続する。		7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F044(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁)	SA	63条	63条10	E (E)	悪影響防止(他系統との隔離)	原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁(「4.2 原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用」)の設置を行なう。原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁と原子炉格納容器耐圧強化弁(「4.2 原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用」)との間に接続する。		7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の滅靄及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	排出経路に設置される隔壁弁の電動弁については、常設代替交流電源設備、可搬型代替直流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替蓄電式直流電源設備又は可搬型代替蓄電式直流電源設備から設置を行なう。原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用)の設置を行なう。原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用)と原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁(「4.2 原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用」)との間に接続する。		7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の滅靄及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。		—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	可搬型代替蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の滅靄及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。		—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の滅靄及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。		—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	可搬型蓄室ガス供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の滅靄及び除熱)	SA	63条	63条17	E	電源設備からの給電	可搬型蓄室ガス供給装置は、画面内に搭載された可搬型蓄室ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。		—	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.2 原子炉格納容器フィルタベント系)	T48-F043(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁)	SA	63条	63条30	E (E)	悪影響防止(他系統との隔離)	耐圧強化ペント系の排出経路に設置される隔壁弁(「4.2 原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系」の設置」として兼用)の設置を行なう。原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁(「4.2 原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁」(T48-F043)・原子炉格納容器のうち「3.6 原子炉格納容器フィルタベント系の設置」として兼用)との間に接続する。		7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3 耐圧強化ペント系)	耐圧強化ペント系(系統設計流量)	SA	63条	63条26	B	最終ヒートシンク(大気)への熱輸送	残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の蓄熱・損傷及び燃焼等による熱の逃げを抑制するための重大事故等対応設備として、耐圧強化ペント系は、原子炉格納容器内空気團気を原子炉格納容器耐圧氣密等を経由して、排氣筒を通して原子炉建屋外壁上に放出する。システム設計流量10.0kg/s(1Pd ₁ において)である。原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃げし場である大気へ輸送できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	
原子炉冷却系統施設	3.11(3.5.3 耐圧強化ペント系)	耐圧強化ペント系	SA	63条	63条31	B (B)	遠隔手動弁操作設備	電動筒(直流)については、遠隔手動弁操作設備(「4.2 原子炉格納容器耐圧強化ペント系の設置」として兼用)によることで、原子炉格納容器内空気團気を原子炉格納容器耐圧氣密等を経由して、排氣筒を通して原子炉建屋外壁上に放出する。システム設計流量10.0kg/s(1Pd ₁ において)である。操作が可能な設計とし、隔壁弁の操作における操作が可能な設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3)(9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用	

*1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する場合)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	-	全交流動力電源が喪失し、原子炉隔離時冷却系の起動は運転系統に必要な直流電源を所内常設蓄電式直流電源設備により給電している場合は、所内常設蓄電式直流電源設備の起動手順を明確にする。常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替蓄電式直流電源設備により原子炉隔離時冷却系の起動に必要な直流水源を確保する設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	-	原子炉隔離時冷却系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は可搬型代替蓄電式直流電源設備による給電により原子炉隔離時冷却系の起動に必要な直流水源を確保する設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.4 原子炉隔離時冷却系)	可搬型代替蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉隔離時冷却系による原子炉の冷却)	SA	60条	60条11	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	ホース延長回収車	SA	62条	62条15	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、常設代替注水系(可搬型)台数4台の供給能力物量の取扱施設及び貯蔵施設のうち「4.2 低圧代替注水系」の設備を原子炉冷却系統施設のうち「5.6 低圧代替注水系」の設備として運用により行う設計とする。	設定機器に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料ホールド代替注水系)の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、常設所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する。また、系統構成に必要な電動弁(直通)は、非常設蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(直流水驅動低圧注水系ポンプ)による原子炉の冷却)	SA	62条	62条8	E	電源設備からの給電	-	直流水驅動低圧注水系ポンプは、常設代替蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直通)は、常設蓄電式直流電源設備に必要な電動弁(直通)と並列して設置する。常設代替注水系は常設代替蓄電式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。なお、系統構成に必要な電動弁(交差)は、全交流動力電源が機能喪失した場合においても設置場所にて手動操作できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)(直流水驅動低圧注水系ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、常設所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.5 低圧代替注水系)	常設代替蓄電式直流電源設備からの給電(低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条12	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6 代替循環冷却系)	原子炉格納容器(サブレッショニングエンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 個数	サブレッショニングエンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準で事故時対応能を考慮した。サブレッショニングエンバは、常設代替蓄電式直流電源設備等対応設備(設計基準)である。常設代替蓄電式直流電源設備等の取扱いは、サブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(直通)もしくはサブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(サブレッショニングエンバ)の直通である。サブレッショニングエンバは、直通の冷却水を供給する。本系統に使用する冷却水は、原子炉格納容器冷却系(原子炉格納容器冷却水系)である。直通の冷却水は、原子炉格納容器冷却水系から供給できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6 代替循環冷却系)	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条39	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、常設所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6 代替循環冷却系)	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条39	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.8 残留熱除去系)	原子炉格納容器(サブレッショニングエンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 個数	サブレッショニングエンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準で事故時対応能を考慮した。サブレッショニングエンバは、常設代替蓄電式直流電源設備等の取扱いは、サブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(直通)もしくはサブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(サブレッショニングエンバ)の直通である。サブレッショニングエンバは、直通の冷却水を供給する。本系統に使用する冷却水は、原子炉格納容器冷却系(原子炉格納容器冷却水系)である。直通の冷却水は、原子炉格納容器冷却水系から供給できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.6 代替循環冷却系)	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却)	SA	62条	62条39	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.8 残留熱除去系)	原子炉格納容器(サブレッショニングエンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水源	容量 個数	サブレッショニングエンバ(容量2800m ³ 、個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水に使用する設計基準で事故時対応能を考慮した。サブレッショニングエンバは、常設代替蓄電式直流電源設備等の取扱いは、サブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(直通)もしくはサブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(サブレッショニングエンバ)の直通である。サブレッショニングエンバは、直通の冷却水を供給する。本系統に使用する冷却水は、原子炉格納容器冷却系(原子炉格納容器冷却水系)である。直通の冷却水は、原子炉格納容器冷却水系から供給できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.8 残留熱除去系)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(低圧注水モード)による低圧注水)	SA	62条	62条18	E	電源設備からの給電	-	全天候動力電源喪失又は原子炉堆積冷卻水系(原子炉堆積冷卻水系含む)、機能喪失によくサブレッショニングエンバの故障により、残留熱除去系(低圧注水モード)が起動できない場合の重大事故等対応設備として、常設代替蓄電式直流電源設備を使用し、残留熱除去系ポンプ(直通)もしくはサブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(直通)もしくはサブレッショニングエンバの直通とし、残留熱除去系ポンプ(サブレッショニングエンバ)の直通である。サブレッショニングエンバは、直通の冷却水を供給する。本系統に使用する冷却水は、原子炉格納容器冷却系(原子炉格納容器冷却水系)である。直通の冷却水は、原子炉格納容器冷却水系から供給できる設計とする。	-	-
原子炉冷却系統施設	3.11(3.6.9 代替水移送系)	ホース延長回収車	SA	71条	71条18	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	ホース延長回収車(台数4台)の供給料物質の敷設及びホースの取扱いを明確にする。ホース延長回収車(台数4台)の供給料物質の敷設及びホースの取扱いを明確にする。ホース延長回収車(台数4台)の供給料物質の敷設及びホースの取扱いを明確にする。ホース延長回収車(台数4台)の供給料物質の敷設及びホースの取扱いを明確にする。ホース延長回収車(台数4台)の供給料物質の敷設及びホースの取扱いを明確にする。	設定機器に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料ホールド代替水系)の運用
原子炉冷却系統施設	3.11(3.8.3 原子炉補機代替冷却系)	ホース延長回収車	SA	62.03.64, 65.66.69 条	62.03.64, 65.66.69 条	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉補機代替冷却水系(原子炉補機代替冷却水系)の設備を原子炉冷却系統施設のうち「3.原子炉補機代替冷却水系」の設備として運用により行う設計とする。	設定機器に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 燃料ホールド代替水系)の運用

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様で明確にする項目がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系施設	-	機能的分離(防護装置)	DB	35条	35条6	E	不正アクセスからの防護措置	-	安全保護装置のうち、アナログ回路で構成する機器は、外部ネットワークから物理的操作を防止する物理的及び電気的アクセスの制限をかけ、システムの操作、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作を防止する措置を講じることと、不正アクセス行為その他の電子計算機の使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせない行為による蓄意を防止できる設計とする。 安全保護装置が収容された盤の範囲内にハードウェアを直接接続されない位置を実施すると共に安全保護装置のうち一部デジタル演算処理を行なう機器のソフトウェア及びドライバ回路は設計、製作、試験及び実用化各段階で検証し妥当性を確認して行うこととを依存規定期定にて定め、不正アクセスを防止する。	-	-
計測制御系施設	-	衛星電話設備(固定型)	DB/SA	46条7, 76,77条	46条5 47条7 47条10 77条1 77条16 74条9 74条11 76条25	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信連絡設備(警報装置を含む)を設置するため、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電気保安信信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、移動電話設備(固定型)、携帯型電話装置、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 設計基準事が発生した場合において、発電所外の本社国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所に事故の発生等に係る連絡を芦ヶ原等によりうつすため、必要な通信連絡設備(発電所外)として、必ず必要な通信連絡設備(発電所内)及び計画を行った特に重要なルートを発電室内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)を設置する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をするための必要な場所と通信連絡を行なうため必要な通信連絡設備(発電所外)及び計画等を行なう特に重要なルートを発電室内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所外)として、必ず必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)を設置する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 中央制御官室避難所に待機した運転員が緊急時対策所に通信連絡を行うための必要な数の無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(固定型)を設置する設計とする。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の外への通信連絡をする必要のある場所に通信連絡できる設計とする。	-	-
計測制御系施設	-	衛星電話設備(携帯型)	DB/SA	46条7, 76,77条	46条5 47条7 47条10 77条1 77条16 76条25	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信連絡設備(警報装置を含む)を設置するため、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電気保安信信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、移動電話設備(固定型)、携帯型電話装置、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 設計基準事が発生した場合において、発電所外の本社国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所に事故の発生等に係る連絡を芦ヶ原等によりうつすため、必要な通信連絡設備(発電所外)として、必ず必要な通信連絡設備(発電所内)及び計画を行なった特に重要なルートを発電室内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)を設置する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をするための必要な場所と通信連絡を行なうため必要な通信連絡設備(発電所外)及び計画等を行なう特に重要なルートを発電室内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所外)として、必ず必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)を設置する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の外への通信連絡をする必要のある場所に通信連絡できる設計とする。	-	-
計測制御系施設	-	送受話器(ページング)(警報装置を含む。)	DB	46,47条	46条5 47条7	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信連絡設備(警報装置を含む)を設置するため、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電気保安信信用電話設備(固定電話機、PHS端末、FAX)、移動電話設備(固定型)、携帯型電話装置、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 設計基準事が発生した場合において、発電所外の本社国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所に事故の発生等に係る連絡を芦ヶ原等によりうつすため、必要な通信連絡設備(発電所外)として、必ず必要な通信連絡設備(発電所内)及び計画を行なった特に重要なルートを発電室内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)を設置する。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。	-	-
計測制御系施設	-	局線加入電話設備(加入電話機、加入FAX)	DB	46,47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	-	設計基準事が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡をするための必要な場所と通信連絡を行なうため必要な通信連絡設備(発電所外)及び計画等を行なう特に重要なルートを発電室内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、可能な多様な通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の能力保有通信連絡設備(固定電話機、PHS端末、FAX)及び衛星保安電話(固定電話機、PHS端末、FAX)、移動電話設備(固定型)、携帯型電話装置、無線電話設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 原則初回接続による多運用原子炉併設施の機器その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対応するため、発電所内の関係要員に指示を行なうために必要な通信連絡設備及び発電所外側面係員と専用でて多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。	-	-

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	—	社内テレビ会議システム	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電室外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話・PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、携帯連絡設備(車載型)、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	移動無線設備(固定型)	DB	47条	47条7	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備(固定電話・PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動連絡設備(車載型)、携帯連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電室外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話・PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)	DB	46.47条	46条5 47条7 47条10	E	通信連絡機能	—	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電力保安通信用電話設備(固定電話・PHS端末及びFAX)、移動無線設備(固定型)、移動連絡設備(車載型)、携帯連絡設備(固定型)、無線連絡設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	電力保安通信用電話設備(衛星保安電話(固定型))	DB	46.47条	47条10 46条5	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電室外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話・PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—
計測制御系統施設	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	DB/SA	46.47.76 77条	47条10 77条16 46条5 76条25	E	通信連絡機能	—	設計基準事故が発生した場合において、各電源所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備(発電室外)として、十分な数量の電力保安通信用電話設備(固定電話・PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備(加入電話機及び加入FAX)、専用電話設備(地方公共団体向ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)を設置又は保管する設計とする。	—	—

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	無線連絡設備(固定型)	DB/SA	46.47.74, 76.77条	46条5 47条7 47条10 77条1 77条16 74条9 74条11 76条25	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電力保安用電話設備(固定型)、PHS端末及びFAX、移動端末設備(固定型)、移動端末設備(車載型)、携行型電話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要な箇所に事故の発生等に係る情報を発信等によりうつことができる通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の電力保安用電話設備(固定型)、電力保安用電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、FAX、社内テレビ会議システム、局端加入電話機(加入電話機及びFAX)、専用電話設備(地方公共団体専用ホットライン)、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力災害ネットワーク用(電話機及びFAX)を設置又は保管する設計とする。 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要な場所に通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所内)及び通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型電話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。	-	-
計測制御系統施設	-	無線連絡設備(携帯型)	DB/SA	46.47.76, 77条	46条5 47条7 77条1 76条25	E	通信連絡機能	-	重大事故等が発生した場合において、発電所外の通信連絡をする必要な場所に通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所内)及び通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所外)として、十分な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型電話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。	-	-
計測制御系統施設	-	移動無線設備(車載型)	DB	47条	47条7	E	通信連絡機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電力保安用信用電話設備(固定型)、PHS端末及びFAX、移動端末設備(固定型)、移動端末設備(車載型)、携行型電話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	携行型電話装置	DB/SA	47.77条	47条7 77条1	E	通信連絡機能	-	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要な場所に通信連絡を行ったために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測測定を行ったために必要な通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型電話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数値の予備を保管する。	-	-
計測制御系統施設	-	安全パラメータ表示システム(SPDS)	DB/SA	46.47.73, 76.77条	46条3 47条8 73条13 76条24 77条6	E	監視機能	-	警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む)、電力保安用信用電話設備(固定型)、PHS端末及びFAX、移動端末設備(固定型)、移動端末設備(車載型)、携行型電話装置、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)、衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	データ伝送設備	DB/SA	47.77条	47条11 77条20	E	監視機能	-	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを送信できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。 重大事故等に対する応対に必要な(ラムダータ、安全パラメータ表示システム(SPDS)SIE)電磁的記録、保持し、電池喪失により生存した記録が破壊されないとともに帳票が取出しが可能な設計とする。また、記録は必要な容量を確保できる設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	通信事業者回線(統合原子力防災ネットワーク)	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERS)へ必要なデータを送信できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	電力保安用通信回線	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERS)へ必要なデータを送信できる設備として、SPDS伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所内へ設置する設計とする。	-	-
計測制御系統施設	-	通信事業者回線	DB	47条	47条12	E	通信連絡機能	-	通信連絡設備(発電所外)及びデータ伝送設備について、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続する。電力保安用通信電話設備(固定型電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話(固定型))、統合原子力防災ネットワーク(統合原子力防災ネットワークホットライン、IP電話及びFAX)、専用電話設備(地方公共団体内ホットライン)、社内テレビ会議システム及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、轉換等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は、通話及びデータ伝送に必要な容量に対し、十分な余裕を確保した設計とする。	-	-

※1:補足-100-1 工事計畫認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
計測制御系統施設	-	非常用交流電源設備からの給電(通信連絡設備)	DB	47条	47条9 47条13	E	電源設備からの給電	-	警報装置、通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメータ表示システム(SPDs)については、非常用所用電源又は非常用電源(電池器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。 通信連絡設備(発電所内)及びデータ伝送設備について、非常用所用電源又は無停電電源(充電池等)を含む。に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(通信連絡設備)	DB	47条	47条9 47条13	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)手動	SA	59条	59条3	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動させることができる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)手動	SA	59条	59条4	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ装置を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)手動	SA	59条	59条8	E	手動操作機能	-	また、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで、自動減圧系及び代替制動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止させることができる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器	SA	59条	59条4	E	原子炉再循環ポンプ停止による原子炉出力抑制	-	発電用原子炉が運転を緊急に停止しなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から原子炉を停止することができない場合の重大事故に対する対応として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高止まり(原子炉水位低(レベル2))の信号により、原子炉再循環ポンプ2組を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条23	E	電源設備からの給電	-	フィルタ設置出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の排出)	SA	67条	67条23	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条31	E	電源設備からの給電	-	格納容器内空閑気水素濃度及び格納容器内空閑気酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条31	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	格納容器内水素濃度(O/W)及び格納容器内水素濃度(S/O)は、所内常設蓄電式直流水源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替蓄電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視)	SA	67条	67条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	フィルタ装置出口水素濃度	SA	67.73	67条21 73条3	B	最終ヒートシングルの確保のための監視	個数 計測範囲	原子炉格納容器フルターボ系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フルターボ出口配管にフルターボ装置出口水素濃度(個数: 計測範囲～30vol%のもの)を1個、計測範囲～100vol%のもの)を1個)を設ける設計とする。 重大事故等に対するために監視することが必要なパラメータは、核心損傷防止装置及び機械容積破損防止対策等を効果的に行なうために必要な発電用原子炉設備の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は表1: 計測制御系統施設の主要設備リストの計測範囲表1に示す重大事故等対応時の原子炉圧力(標準)、原子炉圧力(標準)～1MPa、フルターボ装置出口圧力(広帯域)(個数1)、計測範囲～0.1～1MPa)、フルターボ装置出口圧力(広帯域)(個数3)、計測範囲0～30vol%のもの1個、計測範囲～100vol%のもの1個)である。 3. 計測範囲0～30vol%のもの1個、計測範囲～100vol%のもの1個)。原子炉補機外水素系系統(個数2、計測範囲0～4000m ³ /h)、残留熱除去系熱交換器冷却水人口流量(個数2、計測範囲0～1500m ³ /h)及び熱的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0～500°C)である。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
計測制御系統施設	-	格納容器内空閑気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)	SA	67.73	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の空閑気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数 容量 吐出圧力	格納容器内空閑気水素濃度及び格納容器内空閑気酸素濃度は、格納容器内空閑気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ)(個数2、容量: 以上、吐出圧力: 以上)、サブボトル冷却器(個数1、容量: 以上、吐出圧力: 以上)、サブボトル冷却器(個数1、容量: 以上)による原子炉格納容器内の空閑気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室に監視できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	格納容器内空閑気ガスサンプリング装置(排気ポンプ)	SA	67.73	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の空閑気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数 容量 吐出圧力	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	格納容器内空閑気ガスサンプリング装置(サンブル冷却器)	SA	67.73	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の空閑気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数 伝熱面積	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	格納容器内空閑気ガスサンプリング装置(酸素抽出器冷却装置)	SA	67.73	67条30 73条5	C	原子炉格納容器内の空閑気ガスを原子炉建屋原子炉棟へ導く機能	個数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流水源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(静的触媒式水素再結合装置による水素濃度抑制)	SA	68条	68条5	E	電源設備からの給電	-	同上	-	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備							DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名													
計測制御系統施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設交替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替蓄電式直流電源設備又は可搬型代替蓄電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7 68条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7	E	電源設備からの給電	-	原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設交替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替蓄電式直流電源設備又は可搬型代替蓄電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉建屋内の水素濃度監視)	SA	68条	68条7	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	原子炉圧力容器温度	SA	73条	73条3	B	原子炉圧力容器内の温度の監視	個数 計測範囲	重大事故等に対するために監視することが必要なパラメータは、炉心拘束防止装置及び格納容器破損防止対策等を設けたために必要な各部質子炉構造の内部を把握するためのパラメータを計測する装置(表は表1: 計測制御系統施設の主要設備)よりの計測装置)に示す「重大事故等に対するもの」のうち原子炉圧力容器内温度(温度: 0~500°C)、圧力(圧力: 0~1MPa)、フルタ装置出入口圧力(圧力: 1MPa)、フルタ装置出口圧力(広帯域)(個数: 計測範囲0~1~1MPa)、フルタ装置水位(広帯域)(個数: 3、計測範囲0~365mm)、フルタ装置水温(温度: 0~3、計測範囲0~~200°C)、フルタ装置出入口水素濃度(濃度: 0~100vol%)のものを1個)、原子炉循環冷却水系系統熱交換器冷却水入口流量(個数2、計測範囲0~~150mm³/h)及び熱的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0~500°C)とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-			
計測制御系統施設	-	フルタ装置入口圧力(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	フルタ装置出口圧力(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	フルタ装置水位(広帯域)	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	フルタ装置水温	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	原子炉補機冷却水系系統流量	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量	SA	73条	73条3	B	最終ヒートシンクの確保のための監視	個数 計測範囲	同上	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	可搬型計測器	SA	73条	73条11	B	重要監視パラメータ等の監視	個数	また、代替電源設備が発生し計測に必要な計測電源が供給が失った場合、特に重要なパラメータとして、炉心拘束装置及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な電専用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置(表1: 計測制御系統施設の主要設備)に示す「重大事故等に対するもの」のうち原子炉圧力、水素濃度及び流量に係るものについて、充電池を充電して電池充電電流を計測する装置(表は表1: 計測制御系統施設の主要設備)により計測して測定の故障を想定した7個(個を含む)を26個(予備26個)「緊急熱対策装置(保冷)」(核燃料物質の取扱装置及び耐震装置のうち3、計測装置等)の設置と運用により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	主登録設備	-			
計測制御系統施設	-	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置	SA	68.73	68条4 73条3	B	静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視	個数 計測範囲 検出器種類	静的触媒式水素再結合装置(装置): 個数8、計測範囲0~500°C、熱出力: 热電偶: 热電偶: 1個、静的触媒式水素再結合装置の作動状態を炉心拘束装置及び格納容器破損防止対策等を設けたために必要な各部質子炉構造の内部を把握するためのパラメータを計測する装置(表は表1: 計測制御系統施設の主要設備)により計測して測定の故障を想定した7個(個を含む)を26個(予備26個)「緊急熱対策装置(保冷)」(核燃料物質の取扱装置及び耐震装置のうち3、計測装置等)の設置と運用により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	-			
計測制御系統施設	-	高圧空室ガス供給系 ADS 入口圧力	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	発電用原子炉施設の状態を監視するには大きなリスクがあるため、炉心拘束装置及び格納容器破損防止対策等を設けたために必要な各部質子炉構造の内部を把握するためのパラメータを計測する装置(表は表1: 計測制御系統施設の主要設備)により計測して測定の故障を想定した7個(個を含む)を26個(予備26個)「高圧空室ガス供給系 ADS 入口圧力」(個数1、計測範囲0~1~1MPa)、フルタ装置出入口圧力(広帯域)(個数: 計測範囲0~1~1MPa)、フルタ装置水位(広帯域)(個数: 3、計測範囲0~365mm)、フルタ装置水温(温度: 0~3、計測範囲0~~200°C)、フルタ装置出入口水素濃度(濃度: 0~100vol%)のものを1個)、原子炉循環冷却水系系統熱交換器冷却水入口流量(個数2、計測範囲0~~150mm³/h)及び熱的触媒式水素再結合装置動作監視装置(個数8、計測範囲0~500°C)とする。	-	-	-			
計測制御系統施設	-	代替高圧空室ガス供給系空室ガス供給止め弁入口圧力	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	6-2F-1 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	6-2F-2 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	6-2C 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	6-2D 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	6-2H 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	4-2C 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	4-2D 母線電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主線2A 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主線2B 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-
計測制御系統施設	-	125V 直流主線2A-1 電圧	SA	73条	73条6	E	発電用原子炉施設の状態を補助的に監視	-	同上	-	-	-	-	-	-

*1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある性様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
放射線管理施設	-	モニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電	DB	34条	34条29	E	電源設備からの給電	-	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。 <u>さらに</u> 、モニタリングポストの無停電電源装置を設し、電源切れ時のみの時間の停止電源、電源を供給できる設計として、大手筋子炉建屋内に設置する。非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。	-	
放射線管理施設	-	非常用電源設備からの給電(使用済燃料貯蔵槽の状態監視)	DB	34条	34条26	E	電源設備からの給電	-	エニアジターンプの設備のうち、燃料交換フロア放射線フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出	-	
放射線管理施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(原子炉格納容器内水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	-	フィルタ装置出口放射室モータは、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の水素及び酸素の排出)	SA	67条	67条24	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(低線量)及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量)は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	-	
放射線管理施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(使用済燃料プールの監視)	SA	69条	69条53	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	序文:防爆止付座及び防爆器具使用規制防止等を成り立てるために必要な電用原子炉施設の状況も把握するためのパラメータを測定する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。	-	
放射線管理施設	-	可搬型代替交流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	所内常設蓄電式直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	可搬型代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	常設代替直流電源設備からの給電(計器電源喪失時に使用する設備)	SA	73条	73条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-	中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室排風機送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
放射線管理施設	-	非常用交流電源設備からの給電(居住性の確保)	SA	74条	74条4 74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
放射線管理施設	-	可搬型モニタリングポストデータ処理装置	SA	75条	75条6	E	放射線量の監視	-	可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストを代替し得る十分な個数を保有する設計とする。また、指定期間は、衛星系回路により伝送し、緊急時対応所でモニタリングポストデータ処理装置にて監視できる設計とする。	-	
放射線管理施設	-	可搬型ダスト・よう素サンプラー	SA	75条	75条2	B	放射性物質の濃度監視	個数	重大事故等が発生した場合に、効率所及びその周辺(効電率の周辺領域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中、水中、土壤中)及び放射量を測定するための移動助照用回路、土壤中放射性物質の濃度測定用回路、データ通信用サペイサー等、ローラー・ライターや電動音報器等のデータ通信用回路、測定結果を記録し、保存できるようにして、可搬型ダスト・よう素サンプラー(個数)(予備1))、小型船(個数)(予備1)を保有する設計とする。	設備区域の出入管理設備及び環境試験分析装置に関する説明書	
放射線管理施設	-	小型船	SA	75条	75条2	C	海上での放射線監視	個数	同上	設定基準に関する説明書(別添)	
放射線管理施設	-	代替気象観測設備	SA	75条	75条11	B	気象の監視	個数	重大事故等が発生した場合に、発電所において、風向、風速その他の気象要素を測定し、及びその結果を記録するための設計とし、代替気象観測設備(個数)(予備1)を保有する設計とする。	環境測定装置の構造図及び取扱説明書を明示した図面	
放射線管理施設	-	代替気象観測設備データ処理装置	SA	75条	75条14	E	気象の監視	-	代替気象観測設備の指定期間は、衛星系回路によ伝送し、緊急時対応所で代替気象観測設備データ処理装置にて監視する設計とする。	-	
放射線管理施設	-	常設代替交流電源設備からの給電(モニタリングポスト)	SA	75条	75条9	E	電源設備からの給電	-	モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。 <u>さらに</u> 、モニタリングポストの無停電電源装置を設し、電源切れ時のみの時間の停止電源、電源を供給できる設計として、大手筋子炉建屋内に設置する。常設代替交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電ができる設計とする。	-	
放射線管理施設	6.4(2.2 中央制御室換気空調系)	V30-D303(中央制御室外気取入ダンバ(前))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-	中央制御室換気空調系は、通常のランの他、高性能エコノミック及びヒートエアフロー内蔵した中央制御室再循環フィルタ装置及び中央制御室再循環送風機からなる非常用ポンプを設し、設置基準事故時及び重大事故等には、中央制御室換気空調系の中央制御室外気取入ダンバ(前)、(後)(A)、(B)(V30-D301A(B) 及び中央制御室外気取入ダンバ(後)(A)、(B)出力ダンバ)(V30-D305A(B))を開することにより外気との連絡を遮断し、中央制御室再循環フィルタ装置(ロードダンバ(A)、(B)(V30-D302A(B))を開することにより中央制御室再循環フィルタ装置を通して事故時遮断して、放電装置を設む外気が中央制御室直進排入ダンバ(前)と並んで、運転員を直面から直接見入る設計とする。	-	
放射線管理施設	6.4(2.2 中央制御室外気取入ダンバ(後))	V30-D304(中央制御室外気取入ダンバ(後))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-	同上	-	
放射線管理施設	6.4(2.2 中央制御室換気空調系)	V30-D305A(B)(中央制御室排風機(A) (B)出口ダンバ)	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-	同上	-	
放射線管理施設	6.4(2.2 中央制御室換気空調系)	V30-D301A(B)(中央制御室外気取入ダンバ(A) (B))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-	同上	-	
放射線管理施設	6.4(2.2 中央制御室換気空調系)	V30-D302A(B)(中央制御室再循環フィルタ装置入口ダンバ(A) (B))	SA	74条	74条2	E	居住性の確保	-	同上	-	
放射線管理施設	6.4(2.2 中央制御室換気空調系)	差圧計(中央制御室待避所用)	SA	74条	74条15	B	居住性の確保	個数 計測範囲	差圧計(中央制御室待避所用)(個数1、計測範囲0~200Pa)により、中央制御室待避所と中央制御室との圧差化が必要な差圧が確保できていることを把握で設計とする。	中央制御室の居住性に関する説明書	
放射線管理施設	6.4(2.2 緊急時対策所加圧空気供給系)	差圧計(緊急時対策所用)	SA	76条	76条19	B	居住性の確保	個数 計測範囲	差圧計(緊急時対策所用)(個数1、計測範囲-100~-500Pa)は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視する設計とする。	緊急時対策所の居住性に関する説明書	
原子炉建屋施設	-	原子炉建屋プローアウトバネル	-	-	74条23	E	原子炉建屋原子炉換気密パウンドリ	-	原子炉建屋原子炉は、重大事故等時においても、非常用ガス冷却系により、内部の責任を確保することができる設計とする。原子炉建屋原子炉換気密パウンドリの一部として原子炉建屋原子炉換気密パウンドリ(以下同じ。)は、閉状態の維持又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋プローアウトバネル(原子炉建屋原子炉換気密パウンドリ)が閉じることにより、開口部を閉止可能な設計とする。	-	主登録設備

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備		DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する) <small>(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)</small>	基本設計方針記載内容 <small>(仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)</small>	記載資料名	備考		
施設区分	系統											
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)		ホース延長回収車	SA	66条	66条16	C (C)	注水用ヘッドの運搬及びホースの敷設 台数	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)に使用するホース(可搬型)による原子炉格納容器下部注水系の敷設等は、ホース延長回収車(合規4(各場))。(搬出運搬の取扱いと併せて)原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系)による原子炉格納容器下部注水系(常設)の搬出運動搬装置が増設された場合の代替循環冷却却系による代替循環冷却却系及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系)による重大事故構造設備(設計基準張り)である代替循環冷却却系(常設)による重大事故構造設備(設計基準張り)である残骸除霧去除(ガラスショート)・冷却却モード)の水素として使用できる設計とする。	2.5(2.4.2 情報(支替注水系)の兼用		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	原子炉格納容器(サプレッショenchamb)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 倍数	サブレッショenchamb(容量2800t ³)個数1)は、想定される重い重大事故時ににおいて、原子炉格納容器の注水及び原子炉格納容器のスプレーで使用する設計基準張り対応装置が増設された場合の代替循環冷却却系による代替循環冷却却系及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系)及び重大事故構造設備(設計基準張り)である残骸除霧去除(ガラスショート)・冷却却モード)の水素として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(別添)	7.1 原子炉格納容器の兼用	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直通)は、所内常設设备式直流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条3	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条8	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条8	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)b 原子炉格納容器下部注水系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器下部注水系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条14	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	ホース延長回収車	SA	64.66条	64条12 66条30	C (C)	注水用ヘッドの運搬及びホースの敷設 台数	原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(可搬型)は、常用流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	設定規則に関する説明書(別添)	2.5(2.4.2 情報(支替注水系)の兼用		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)は、常用流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却)	SA	64条	64条4	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	非常用交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(常設)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条22	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	64条	64条10	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(可搬型)による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条28	E	電源設備からの給電	-	原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)c 原子炉格納容器代替スプレイ冷却却系)	原子炉格納容器(サプレッショenchamb)	SA	71条	71条7	B (A)	水源	容量 倍数	サブレッショenchamb(容量2800t ³)個数1)は、想定される重い重大事故時ににおいて、原子炉格納容器の注水及び原子炉格納容器のスプレーで使用する設計基準張り対応装置が増設された場合の代替循環冷却却系(常設)(代替循環冷却却系(常設))並びに原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系(常設))による重大事故構造設備(設計基準張り)である代替循環冷却却系(常設)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却却系(常設))による重大事故構造設備(設計基準張り)である残骸除霧去除(ガラスショート)・冷却却モード)の水素として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書(別添)	7.1 原子炉格納容器の兼用	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)d 代替循環冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却却系による原子炉格納容器内の減圧)及び除熱)	SA	65条	65条8	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)d 代替循環冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(代替循環冷却却系による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)d 代替循環冷却却系)	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遅延又は防止)(代替循環冷却却系)	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	同上	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)d 代替循環冷却却系)	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条8	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)d 代替循環冷却却系)	非常用交流電源設備からの給電(代替循環冷却却系による原子炉格納容器下部への注水)	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-		
※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠 に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による												

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)d) 代替循環冷却系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(代替循環冷却系))	SA	66条	66条38	E	電源設備からの給電	-	代替循環冷却系は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)e) 高圧代替注水系	所内常設蓄電式直流水電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	高圧代替注水系は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備又は所内蓄電式直流水電源設備からの給電が可能な設計とし、所内蓄電式直流水電源設備が機能喪失した場合、常設代替交流電源設備又は常設蓄電式直流水電源設備からの給電により中央制御室からの操作が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)e) 高圧代替注水系	常設代替直流水電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)e) 高圧代替注水系	可搬型代替直流水電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)e) 高圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)e) 高圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(高圧代替注水系))	SA	66条	66条62	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	ホース延長回収車	SA	66条	66条57	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	低圧代替注水系(可搬型)に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4(「供備」))核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち42(「燃料フル代替注水系」)の設備を原子炉格納施設のうち3.2.6 低圧代替注水系の設備として適用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5.2.4.2 燃料フル代替注水系の兼用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は常設代替直流水電源設備が機能喪失した場合、代替所内電気設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直通)は、所内常設蓄電式直流水電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	所内常設蓄電式直流水電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条49	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	低圧代替注水系(可搬型)は、非常用交流電源設備に加えて、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は常設代替直流水電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)f) 低圧代替注水系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(低圧代替注水系(可搬型)))	SA	66条	66条54	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)g) ほう酸水注入系	非常用交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	ほう酸水注入系は、非常用交流電源設備に加え、代替所内電気設備を経由した常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)g) ほう酸水注入系	常設代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(6)g) ほう酸水注入系	可搬型代替交流電源設備からの給電(溶融炉心の落下遮延又は防止(ほう酸水注入系))	SA	66条	66条69	E	電源設備からの給電	-	同上	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(h)j) 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	原子炉格納容器(サプレッショニエンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水蒸	容量 個数	サブレッショニエンバ(容量2800m ³ , 個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレーに使用する設計準拠装置を設置した場合の代替手段で、常設代替直流水電源系は原子炉格納容器下部水槽(「原水系(常設)」)代替循環冷却系(「原水系(常設)」)並に重大事故対応処置(「設計基準拡張」)である残留熱除去系(「原水系(常設)」)及び残留熱除去系(「サプレッショニエンバ(水冷却モード)」)の水槽として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(h)j) 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード))による原子炉格納容器内の冷却	SA	64条	64条43	E	電源設備からの給電	-	炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交換用の冷却水(原水系(常設)の冷却水槽(「原水系(常設)」)を含む)、格納容器スプレイ冷却モード(「冷却モード」)、軽留熱除去系(「軽留熱除去系(水冷却モード)」)及び軽留熱除去系(「サプレッショニエンバ(水冷却モード)」)の水槽として使用できる設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(h)j) 残留熱除去系(サプレッショニエンバ)	原子炉格納容器(サプレッショニエンバ)	SA	71条	71条7	B(A)	水蒸	容量 個数	サブレッショニエンバ(容量2800m ³ , 個数1)は、想定される重大事故時ににおいて、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器へのスプレーに使用する設計準拠装置を設置した場合の代替手段で、常設代替直流水電源系は原子炉格納容器下部水槽(「原水系(常設)」)代替循環冷却系(「原水系(常設)」)並に重大事故対応処置(「設計基準拡張」)である残留熱除去系(「原水系(常設)」)及び残留熱除去系(「サプレッショニエンバ(水冷却モード)」)の水槽として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(h)j) 残留熱除去系(サプレッショニエンバ)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サプレッショニエンバ(水冷却モード)))によるサブレッショニエンバ(水冷却)	SA	64条	64条29	E	電源設備からの給電	-	伊の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却用に用いる設備のうち、全交換動力源喪失又は原子炉格納機冷却系(「原子炉格納機冷却海水槽を含む」)機能喪失によるサブレッショニエンバの啟動により、残留熱除去系(「サブレッショニエンバ(水冷却モード)」)及び残留熱除去系(「サブレッショニエンバ(水冷却モード)」)の水槽として使用できる設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.1 原子炉格納容器の兼用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(h)j) 残留熱除去系(サブレッショニエンバ)	常設代替交流電源設備からの給電(残留熱除去系(サブレッショニエンバ(水冷却モード)))によるサブレッショニエンバ(水冷却)	SA	64条	64条29	E	電源設備からの給電	-	伊の著しい損傷防止のための原子炉格納容器内冷却用に用いる設備のうち、全交換動力源喪失又は原子炉格納機冷却系(「原子炉格納機冷却海水槽を含む」)機能喪失によるサブレッショニエンバの啟動により、残留熱除去系(「サブレッショニエンバ(水冷却モード)」)及び残留熱除去系(「サブレッショニエンバ(水冷却モード)」)の水槽として使用できる設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)a) 非常用ガス処理系	原子炉建屋プローアウトバルーン閉止装置	SA	74条	74条22	B	原子炉建屋プローアウトバルーン機能維持	個数	伊の著しい損傷が発生した場合において、常用用ガス処理系を起動する際、原子炉建屋プローアウトバルーン(「バルーン」)を開止せる必要がある場合には、中央制御室から原子炉建屋プローアウトバルーン閉止装置(「個数1」)を操作する。容易か難易度に応じて、各設置場所に於ける操作性を考慮して、常設代替交流電源設備を使用し、残留熱除去系(「サブレッショニエンバ(水冷却モード)」)を復旧できる設計とする。	安全設備及び重大事故対応装置の使用される条件のにおける健全性に関する説明書	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)a) 非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	SA	74条	74条24	E	電源設備からの給電	-	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)a) 非常用ガス処理系	常設代替交流電源設備からの給電(被ばく線量の低減)	SA	74条	74条24 74条25	E	電源設備からの給電	-	また、原子炉建屋プローアウトバルーン閉止装置は、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。	-	
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)d) 放射性物質拡散抑制系	ホース延長回収車	SA	70条	70条4	C(C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	放水設備(大気への拡散抑制設備)に用いるホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4(「供備」))及び取扱い手袋(「個数1」)を操作する。容易か難易度に応じて、各設置場所に於ける操作性を考慮して、常設代替交流電源設備を起動する。シルトフェンス(「海洋への放射性物質拡散抑制系」)の設置を原子炉格納施設のうち3.3.4 放射性物質拡散抑制系の設置として運用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5.2.4.2 燃料フル代替注水系の兼用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(7)d) 放射性物質拡散抑制系	シルトフェンス	SA	70条	70条8	C	海洋への放射性物質拡散抑制	高さ 個数	シルトフェンスは、海洋への放射性物質の拡散を抑制するため、設置場所に応じた高さ及び幅を有する設計とする。必要な時は、各設置場所に必要な幅に応じてシルトフェンスを二重に設置することとし、南側排水路排水口(本体)と北側排水路排水口(本体)の間(高さ約4m, 幅約1m)として計1本及び取扱い手袋(「個数1」)を操作する。容易か難易度に応じて、各設置場所に於ける操作性を考慮して、常設代替交流電源設備を起動する。シルトフェンス(「海洋への放射性物質拡散抑制系」)の設置を原子炉格納施設のうち3.3.4 放射性物質拡散抑制系の設置として運用)により行う設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	主登録設備

*1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備							DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする場合がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名													
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)e 放射性物質抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	泡消火薬剤混合装置	SA	70条	70条9 70条15 70条10	C					原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対するための重大事象等対処設備として、放火抑制装置(泡消火薬剤混合装置)のうち「タブレットAⅡ」により泡消火薬剤混合装置を通して、海水を泡消火薬剤と混合したながら一式を経由して放水泡から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。				
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)e 放射性物質抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	泡消火薬剤混合装置	SA	70条	70条12	C (C)					泡消火薬剤混合装置【■】の泡消火薬剤の保有量は、必要な容量である646Lに対し余裕をもたらす。	設定根拠に関する説明書(別添)			
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)f 燃料性物質抑制系(航空機燃料火災への泡消火)	ホース延長回収車	SA	70条	70条12	C (C)	注水用ヘッドの連搬及びホースの敷設			台数	放火設備(泡消火設備)に使用するホースの敷設は、ホース延長回収車(台数4台予算)の燃料供給装置の設置及び泡消火装置(タブレットAⅡ)及び放火対応に接続するまでに、ホース延長回収車を搬入する。 ホース延長回収車の運搬装置による搬入の際、航空機燃料抑制装置による荷役の際、航空機燃料火災に対応するため、[■]と放火対応時及び保守点検時の準備に対応するため、[■]と放火対応時及び保守点検時の準備に対応するため、[■]と放火対応時及び保守点検時の準備に対応する。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.2) 燃料ホールド代替水系の兼用		
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)f 可搬型空素ガス供給装置発電設備からの給電(可搬型空素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化)	可搬型空素ガス供給装置発電設備からの給電(可搬型空素ガス供給装置による原子炉格納容器内の不活性化)	SA	67条	67条33 67条35	E	電源設備からの給電			-	可搬型空素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型空素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-			
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	67条	67条11	B (B)	原子炉格納容器内の可燃性ガス排出	系統設計流量			原子炉格納容器内に滞留する水素及び除酸を大気へ排出するための大事故対応措置として、原子炉格納容器フルターン系は、フルターン装置(フルターン容器、スラブ液、金属維持フルターン性よう素フルターン)、フルターン装置に出力側タブレットAⅡの著しい損傷が発生した場合に排氣部開閉装置等で遮断する。 原子炉格納容器内に滞留する水素及び除酸を大気へ排出するための大事故対応措置として、原子炉格納容器内に滞留する水素及び除酸を大気へ排出する設計とする。	原子炉格納容器の設置条件に関する説明書	7.4(7.3.9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用		
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	フィルタ装置	SA	67条	67条12	B (B)	排気中に含まれるよう素等の除去		個数 pH		フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素等を捕捉する。 また、無機よう素をスラバハ管路中で捕捉・保持するためにアカリリビングの装置(待機状態においてH1以上)に維持する設計とする。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	7.4(7.3.9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用		
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作設備	SA	67条	67条14	B (B)	遠隔人力操作		個数	原子炉格納容器フルターベント系の操作用バルブ(原子炉格納容器のうち「3.5.1 原子炉格納容器フルターン系」の設計)の操作用バルブ(原子炉格納容器のうち「3.3.5 放射性物質捕集装置による原子炉格納容器内水素及び除酸の排出」の設計)による力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納容器の設置条件に関する説明書	7.4(7.3.9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用			
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	遠隔手動弁操作設備遮蔽	SA	67条	67条15	B (B)	遠隔手動弁操作設備の作業員の放射線防護		材料 厚さ	原子炉格納容器フルターベント系の操作用バルブ(原子炉格納容器のうち「3.3.1 原子炉格納容器フルターベント系」の設計)の操作用バルブ(原子炉格納容器のうち「3.3.7 原子炉格納容器フルターベント系」の設計)による力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	原子炉格納容器の設置条件に関する説明書	7.4(7.3.9)a 原子炉格納容器フィルタベント系の兼用			
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	ホース延長回収車	SA	67条	67条20	C (C)	注水用ヘッドの連搬及びホースの敷設		台数	原子炉格納容器フルターベント系に使用するホースの敷設等は、遠隔手動弁操作設備(個数4)(原子炉格納容器のうち「3.5.1 原子炉格納容器フルターン系」の設計)の操作用バルブ(原子炉格納容器フルターベント系)の設計によって兼用)によって力により容易かつ確実に操作が可能な設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	2.5(2.2) 燃料ホールド代替水系の兼用			
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	所内常設蓄電池直流水電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタベント系による原子炉格納容器内の水素及び除酸の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電		-	排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設交替蓄電池設備、可搬型代替蓄電池設備、所内常設蓄電池直流水電源設備、常設代替蓄電池設備が可搬型代替蓄電池設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	-				
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型代替蓄電池直流水電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び除酸の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電		-	同上	-				
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	常設代替蓄電池直流水電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び除酸の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電		-	同上	-				
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	常設代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び除酸の排出)	SA	67条	67条16	E	電源設備からの給電		-	同上	-				
原子炉格納施設	7.4(7.3.7)g 原子炉格納容器フィルタベント系	可搬型空素ガス供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器内の水素及び除酸の排出)	SA	67条	67条33 67条35	E	電源設備からの給電		-	可搬型空素ガス供給装置は、車両内に搭載された可搬型空素ガス供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-				
原子炉格納施設	7.4(7.3.9)a 原子炉格納容器フィルタベント系	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	SA	65条	65条18	B	原子炉格納容器内の圧力、温度低下	系統設計流量		原子炉格納容器フィルタベント系は、他の電用原子炉建設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器内に滞留する水素及び除酸を大気へ排出する弁は、原則2台設置する。ベルト用排気装置は常設用(原子炉格納容器のうち「3.4.2 原子炉冷却却装置による原子炉格納容器の冷却」の設計)の排気装置(うち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設計)によって、排気中の放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	原子炉格納容器の設置条件に関する説明書	主登録設備			
原子炉格納施設	7.4(7.3.9)g 原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F045(格納容器排気非常用ガス処理系制止め弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔離)			原子炉格納容器フィルタベント系は、他の電用原子炉建設とは共用しない設計とする。また、原子炉格納容器内に滞留する水素及び除酸を大気へ排出する弁は、原則2台設置する。ベルト用排気装置は常設用(原子炉格納容器のうち「3.4.2 原子炉冷却却装置による原子炉格納容器の冷却」の設計)の排気装置(うち「4.2 原子炉格納容器フィルタベント系」の設計)によって、排気中の放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。	-		主登録設備		
原子炉格納施設	7.4(7.3.9)a 原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F046(格納容器排気換気空調系制止め弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔離)		-	同上	-		主登録設備		
原子炉格納施設	7.4(7.3.9)g 原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F043(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管隔壁弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔離)		-	同上	-		主登録設備		
原子炉格納施設	7.4(7.3.9)g 原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F044(原子炉格納容器耐圧強化弁用連絡配管止め弁)	SA	65条	65条22	E	悪影響防止(他系統との隔離)		-	同上	-		主登録設備		
原子炉格納施設	7.4(7.3.9)g 原子炉格納容器フィルタベント系	フィルタ装置	SA	65条	65条19	B	排気中に含まれるよう素等の除去		個数 pH	フィルタ装置は3台を並列に設置し、排気中に含まれる粒状放射性物質、ガス状の無機よう素及び有機よう素等を捕捉する。 また、無機よう素をスラバハ管路中で捕捉・保持するためにアカリリビングの装置(待機状態においてH1以上)に維持する設計とする。	原子炉格納容器の設置条件に関する説明書	主登録設備			

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	遮隔手動弁操作設備	SA	65条	65条27	B	遮隔人力操作	個数	原子炉格納容器フィルタメント系使用時の排出路に設置される遮隔弁は、遮隔手動弁操作設備(個数)(原子炉格納容器設置のうち)4.2 原子炉格納容器フィルタメント系(以下、「4.3 耐震化べんと部」)原子炉格納容器設置のうち)3.3.7 原子炉格納容器フィルタメント系による遮隔手動弁操作が可能であることを示す。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	遮隔手動弁操作設備遮蔽	SA	65条	65条28	B	遮隔手動弁操作場所の作業員の放射線防護	材質厚さ	原子炉格納容器フィルタメント系使用時の排出路に設置される遮隔弁は、遮隔手動弁操作設備(材質厚さ)(原子炉格納容器設置のうち)4.2 原子炉格納容器フィルタメント系(以下、「4.3 耐震化べんと部」)原子炉格納容器設置のうち)3.3.7 原子炉格納容器フィルタメント系による遮隔手動弁操作が可能であることを示す。	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	主登録設備
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	ホース延長回収車	SA	65条	65条34	C (C)	注水用ヘッダの運搬及びホースの敷設	台数	原子炉格納容器フィルタメント系に使用するホースの敷設等は、ホース延長回収車(台数4)(予備1)(核燃料棒交換用)による運搬とし、放射能防護着者考慮した設計とする。遮隔手動弁操作場所は、炉心内壁面に接する構造時においても、原子炉格納容器フィルタメント系による遮隔手動弁操作ができるよう、どちらの遮蔽体においても隙間を2mmの範囲内で保つこととする。	設定機制に関する説明書(別添)	2.5.2.4.2 燃料プール代替水系の兼用
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	可搬型代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	排水路に設置される遮隔弁の運動においては、常設代替直流水源設備、可搬型代替直流水源設備、常設代替直流水源設備からの給電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	常設代替直流水源設備からの給電(原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	所内常設蓄電式直流水源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	可搬型代替交流電源設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条29	E	電源設備からの給電	-	同上	-	-
原子炉格納施設	7.4(7.3.(9).a 原子炉格納容器フィルタメント系)	可搬型蓄電式供給装置発電設備からの給電(原子炉格納容器フィルタメント系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱)	SA	65条	65条44	E	電源設備からの給電	-	可搬型蓄電式供給装置は、裏面内に搭載された可搬型蓄電式供給装置発電設備により給電できる設計とする。	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーケ放電による電気量の損壊の拡大防止	-	重要な安全施設への電力供給に係る電気量及び当該電気量に影響を与えるおそれのある電気量(安全施設(重要安全施設を除く)への電力供給に係るもの)に係るにについて、遮断器の遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)による遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)の止端等により、高エネルギーのアーケ放電によるこれらの電気量の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用電気装置の出力の決定に関する説明書	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	SA	72条	72条19 72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内換気設備は、3系統の非常用母線等(メタルラップスイッチギア(非常用)(690V、1200Aのものを除く)、バーゼンタ(高圧炉心スプレイ系用)(690V、1200Aのものを除く)、モータコントローラー(非常用)(600V、800Aのものを除く)、動力変圧器(非常用)(3300VA、6750/460Vのものを除く)、勤務変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750V、6900/460Vのものを除く)及び中央制御室(120V)又譲り電盤(非常用)(75VA、460/120Vのものを除く)により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定機制に関する説明書(別添)	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーケ放電による電気量の損壊の拡大防止	-	重要な安全施設への電力供給に係る電気量及び当該電気量に影響を与えるおそれのある電気量(安全施設(重要安全施設を除く)への電力供給に係るもの)に係るにについて、遮断器の遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)による遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)の止端等により、高エネルギーのアーケ放電によるこれらの電気量の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用電気装置の出力の決定に関する説明書	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内換気設備は、3系統の非常用母線等(メタルラップスイッチギア(非常用)(690V、1200Aのものを除く)、メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(690V、1200Aのものを除く)、バーゼンタ(非常用)(600V、5000Aのものを除く)、モータコントローラー(非常用)(600V、800Aのものを除く)、勤務変圧器(非常用)(500VA、6750/460Vのものを除く)、勤務変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750V、6900/460Vのものを除く)及び中央制御室(120V)又譲り電盤(非常用)(75VA、460/120Vのものを除く)により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定機制に関する説明書(別添)	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	パワーセンタ(非常用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーケ放電による電気量の損壊の拡大防止	-	重要な安全施設への電力供給に係る電気量及び当該電気量に影響を与えるおそれのある電気量(安全施設(重要安全施設を除く)への電力供給に係るもの)に係るにについて、遮断器の遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)による遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)の止端等により、高エネルギーのアーケ放電によるこれらの電気量の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用電気装置の出力の決定に関する説明書	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	パワーセンタ(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 個数	非常用所内換気設備は、3系統の非常用母線等(メタルラップスイッチギア(非常用)(690V、1200Aのものを除く)、メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スプレイ系用)(690V、1200Aのものを除く)、バーゼンタ(非常用)(600V、6750/460Vのものを除く)、モータコントローラー(非常用)(600V、800Aのものを除く)、勤務変圧器(非常用)(3300VA、6750/460Vのものを除く)、勤務変圧器(高圧炉心スプレイ系用)(750V、6900/460Vのものを除く)及び中央制御室(120V)又譲り電盤(非常用)(75VA、460/120Vのものを除く)により構成することにより、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定機制に関する説明書(別添)	-
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロールセンタ(非常用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーケ放電による電気量の損壊の拡大防止	-	重要な安全施設への電力供給に係る電気量及び当該電気量に影響を与えるおそれのある電気量(安全施設(重要安全施設を除く)への電力供給に係るもの)に係るにについて、遮断器の遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)による遮断時間の適切な設計(重要安全施設を除く)の止端等により、高エネルギーのアーケ放電によるこれらの電気量の損壊の拡大を防止することができる設計とする。	非常用電気装置の出力の決定に関する説明書	-

*1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定機制に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロール・センタ(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	非常に所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを1個)、メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スフレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個)、メタルクラッドスイッチギア(低圧炉心スフレイ系用)(6900V, 5000Aのものを1個)、モータコントロール・センタ(非常用)(600V, 800Aのものを1個)、モーター変速機(非常用)(3300kVA、6750/460Vのものを1個)、動力変速機(高圧炉心スフレイ系用)(7500V, 600Aのものを1個)及び中央制御室(交流分電盤(非常用)(600V, 460/120Vのものを1個))により構成することにより、共通運転因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロール・センタ(高圧炉心スフレイ系用)	DB	45条	45条8	D	高エネルギーのアーク放電による電気量の損傷の拡大防止	-	重要安全施設への電力供給に係る電気量(安全施設系に影響を与えるおそれのある電気量(安全施設系に影響を与えるものと除く)への電力供給に係るもの)について、遮断器の遮断時間の適切な設置(遮断時間は、遮断器の遮断時間の規範をもつた遮断器の遮断時間とされるべき遮断時間)の停止電圧により構成することにより、高エネルギーのアーク放電によるこれらの電気量の損傷の拡大を防止することができる設計とする。	非常用電気装置の出力の決定に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロール・センタ(高圧炉心スフレイ系用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	非常用所内電気設備は、3系統の非常用母線等(メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを1個)、メタルクラッドスイッチギア(高圧炉心スフレイ系用)(6900V, 1200Aのものを1個)、モータコントロール・センタ(高圧炉心スフレイ系用)(600V, 800Aのものを1個)、モーター変速機(非常用)(3300kVA、6750/460Vのものを2個)、動力変速機(高圧炉心スフレイ系用)(7500V, 600A/460Vのものを1個)及び中央制御室(交流分電盤(非常用)(600V, 460/120Vのものを1個))により構成することにより、共通運転因で機能を失うことなく、少なくとも1系統は電力供給機能の維持及び人の接近性の確保を図る設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	動力変速機(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	動力変速機(高圧炉心スフレイ系用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	中央制御室120V交流分電盤(非常用)	SA	72条	72条19	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	これとは別に上記3系統の非常用母線等の機能が喪失したことを考慮する場合の電気量の供給に必要な設備を含むする代わり所内電気設備は、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを2個)、メタルクラッドスイッチギア(緊急用)(7200V, 1200Aのものを1個)、動力変速機(緊急用)(500kVA、6900/460Vのものを2個)、7500V、6750/460Vのものを1個)、ガスタービン(電気設備燃料送付ポンプ接続盤(600V, 100Aのものを1個)、460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(600V, 150Aのものを1個)、460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用)(600V, 204Aのものを1個)、メタルクラッドスイッチギア(非常用)(6900V, 1200Aのものを2個)、120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)(120V, 300Aのものを1個)及び中央制御室(120V交流分電盤(緊急用)(20kVA、460/120Vのものを1個))を用意できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	ガスタービン発電機接続盤	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	メタルクラッドスイッチギア(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	動力変速機(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	パワーセンタ(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	モータコントロール・センタ(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ接続盤	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	中央制御室120V交流分電盤(緊急用)	SA	72条	72条20	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V充電器2A及び2B	SA	72条	72条10 72条28	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	所内充電器式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線2A及び2B(125V, 1800Aのものを1個)、125V直流水主母線2A-1及び2B-1(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1-2A-2-3-B-2-B-2-B-2-B-3-3125V, 100Aのものを2個)及び125V直流水主母線2A及び2B(125V, 600Aのものを2個)及びに125V直流水RCIOモータコントロール・センタ(125V, 800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V充電器2A及び2B	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	非常用直流水源設備の125V蓄電池2A、2B及び125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを1個)は、想定される重大事故等時ににおいて、重大事故等対処設備(設計基準抵抗)として使用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流水主母線2A及び2B	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	所内充電器式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線2A及び2B(125V, 1800Aのものを1個)、125V直流水主母線2A-1及び2B-1(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1-2A-2-3-B-2-B-2-B-2-B-3-3125V, 100Aのものを2個)及び125V直流水主母線2A及び2B(125V, 600Aのものを2個)及びに125V直流水RCIOモータコントロール・センタ(125V, 800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	-	125V直流水主母線2A-1及び2B-1	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	所内充電器式直流水源設備は、125V蓄電池2A及び2B、125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを1個)、電路、計測制御装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線2A及び2B(125V, 1800Aのものを1個)、125V直流水主母線2A-1及び2B-1(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1-2A-2-3-B-2-B-2-B-2-B-3-3125V, 100Aのものを2個)及び125V直流水主母線2A及び2B(125V, 600Aのものを2個)及びに125V直流水RCIOモータコントロール・センタ(125V, 800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連 条文	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする場合がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流分電盤2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2及び2B-3	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B, 125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを2個)、125V直流水電源切替装置等、125V蓄電池2A及び2Bは、125V直流水主母線盤2A及び2B(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水主母線盤2A-1及び2B(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2及び2B-3(125V, 60Aのものを2個)、125V直流水源切替盤2A及び2B(125V, 60Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセクタ(125V, 800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流電源切替盤2A及び2B	SA	72条	72条10 72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B, 125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを2個)、125V直流水電源切替装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2B(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2及び2B-3(125V, 60Aのものを2個)、125V直流水源切替盤2A及び2B(125V, 60Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセクタ(125V, 800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流RCIOモータコントロールセクタ	SA	72条	72条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	所内常設蓄電式直流電源設備は、125V蓄電池2A及び2B, 125V充電器2A及び2B(125V, 700Aのものを2個)、125V直流水電源切替装置等で構成し、125V蓄電池2A及び2B(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水分電盤2A-1及び2B(125V, 1800Aのものを2個)、125V直流水主母線盤2A-1及び2B(125V, 1800Aのものを2個)並びに125V直流水RCIOモータコントロールセクタ(125V, 800Aのものを1個)へ電力を給電できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V充電器2H	SA	72条	72条28	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	非常用直流電源設備の125V蓄電池2A, 2B及び2H並びに125V充電器2A, 2B及び2H(125V, 700Aのものを2個)、125V直流水電源切替装置等は、想定される重大事事故等において、重大事故対策設備(設計基準拡張)として実用できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水電源切替盤2H	SA	72条	72条29	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	非常用直流電源設備の125V蓄電池2A, 2B及び2H並びに125V充電器2A, 2B及び2H(125V, 700Aのものを2個)、125V直流水電源切替盤2H(125V, 1200Aのものを1個)及び125V直流水電源切替盤2H(125V, 1200Aのものを1個)接続することで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラックスイッチギア(高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流分電盤2H	SA	72条	72条29	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V代替充電器	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	可搬型代替直流電源設備は、125V蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V代替充電器(125V, 700Aのものを1個)、250V充電器(250V, 400Aのものを1個)、非常用ディーゼル発電設備機器タンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラックスイッチギア(高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	250V充電器	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	250V直流水電源切替盤	SA	72条	72条15	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	緊急時対策用代用交換電源設備である電源車(緊急時対策用)は、メタルクラッドスイッチギア(緊急時対策用)(7200V, 1200Aのものを2個)、駆動変速機(緊急時対策用)(500VA, 6900/460Vのものを2個)、モータコントロールセクタ(緊急時対策用)、駆動用電動機(緊急時対策用)、駆動用電動機ターボモーター(125V, 1200Aのものを2個)及び125V直流水電源切替盤2H(125V, 1200Aのものを2個)並びに125V直流水電源切替盤2H(125V, 1200Aのものを2個)接続することで、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の起動信号及び初期励磁並びにメタルクラックスイッチギア(高圧炉心スプレイ系の負荷に電力を供給できる設計とする。	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	駆動変速機(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	モータコントロールセクタ(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	105V交流電源切替盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	105V交流分電盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	120V交流分電盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	210V交流分電盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備	—	125V直流水電源切替盤(緊急時対策用)	SA	76条	76条10	C	必要な設備の電力を確保する機能	容量 倍数	同上	設定根拠に関する説明書(別添)	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考		
施設区分	系統	機器名											
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社鹿幹線)(第1号機設備,第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知と その拡大防止、電線路の独立性、 電線路の物理的分離、電 源喪失防止	-	設計基準対象施設は、送電可能な回線として275kV 送電線(東北電力ネットワーク株式会社社員幹線(以下「社員幹線」という。))(第1号機設備,第1.2.3号機 共用(以下同。))及び275kV送電線(東北電力ネット ワーク株式会社鹿幹線(以下「鹿幹線」という。)) (第1号機設備,第1.2.3号機共用)である。 リード・サブ回線及び電源専用の回線にて275kV送電 (東北電力ネットワーク株式会社社員幹線(以下「社員 幹線」という。)(第1号機設備,第1.2.3号機共用))、及び東北電 力ネットワーク株式会社万石線(以下「万石線」とい う。)ルート回線の合計ルート5回線にて、電力系 統に接続する設備とする。	275kV送電線(社員幹線)1ルート回線(東北電力ネット ワーク株式会社社員幹線(以下「社員幹線」とい う。))、275kV送電線(松島幹線)1ルート回線は東北電 力ネットワーク株式会社宮城中央変電所(以下「宮城 中央変電所」という。)に接続する設備とする。また、 66kV送電線(深川支線)(鶴川幹線)1号機を一部含む。)1 ルート回線(東北電力ネットワーク株式会社女川変 電所(以下「女川変電所」という。))に接続する経由 し、その上流接続先である東北電力ネットワーク株式 会社西石巻変電所(以下「西石巻変電所」という。)に 接続する設計とする。	275kV送電線(社員幹線)1ルート回線(東北電力ネット ワーク株式会社社員幹線(以下「社員幹線」とい う。))、275kV送電線(松島幹線)1ルート回線は東北電 力ネットワーク株式会社宮城中央変電所(以下「宮城 中央変電所又は」)川変電所を経由する ルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計 とする。また、宮城中央変電所又は川変電所を経由する 石巻変電所(以下「石巻変電所」という。)に接続する 東北電力ネットワーク株式会社女川変電所を経由 し、女川変電所が停止した場合には、石巻変電所又は 宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力を 供給することが可能な設計とする。	-	-
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	275kV送電線(東北電力ネットワーク株式会社松島幹線)(第3号機設備,第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知と その拡大防止、電線路の独立性、 電線路の物理的分離、電 源喪失防止	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	66kV送電線(東北電力ネットワーク深川支線(東北電力ネット ワーク株式会社鶴川幹線)(第1号機設備,第1.2.3号機共用))	DB	45条	45条13 45条14 45条15	E	保安電源設備の異常の検知と その拡大防止、電線路の独立性、 電線路の物理的分離、電 源喪失防止	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	275kV開閉所(牡鹿幹線)(第1号機設備,第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能 を確保した設計	-	開閉所から主発電機側の送電設備は、十分な支持 性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、 可とう性のある構造とし、重心の低いガス絕縁開 閉装置を設置する。	-	-	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	275kV開閉所(松島幹線)(第2号機設備,第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能 を確保した設計	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	66kV開閉所(第1号機設備,第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条18	E	地盤力に対し十分な支持性能 を確保した設計	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	起動変速器	DB	45条	45条17	E	必要な設備の電力を確保する 機能	-	設計基準対象施設に接続する電線路は、いずれの2回 線も喪失した場合においても電力系統から発電用原子 炉が施設への電力の供給が停止しない設計とし、 275kV送電線4回線は母線連絡遮断器を設置したタイ ラードにより起動変速器を経由して接続するとともに、 66kV送電線2回線(江田島港)(第1号機設備,第1.2.3号 機共用)を介して接続する設計とする。	-	-	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	予備変圧器(第1号機設備,第1.2.3号機共用)	DB	45条	45条17	E	必要な設備の電力を確保する 機能	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	支持碍子	DB	45条	45条18	E	十分な支持性能の確保及び耐 震性の確保	-	開閉所から主発電機側の送電設備は、十分な支持 性能を持つ地盤に設置するとともに、耐震性の高い、 可とう性のある構造とし、重心の低いガス絕縁開 閉装置を設置する。	-	-	-	
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	碍子洗浄装置(牡鹿幹線用)(第1号機設備)	DB	45条	45条18	E	碍子の塙害対策機能	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 常用電源設備	-	碍子洗浄装置(松島幹線用)(第3号機設備)	DB	45条	45条18	E	碍子の塙害対策機能	-	同上	-	-		
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	堰	DB※5	11.52条	11条13 52条10	E	火災発生防止機能(引火性物 質内包設備に対する対策)	-	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、逆流構造、シ ール構造の採用による漏れの防止及び防爆の対策を 講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は 燃料油が溢出するのを防止する設計とし、潤滑油又 は燃料油を内包する設備の火災により電気用原子炉 の安全運転に重大な事故等に陥る危険性を考慮 しない限り、壁の設置又は離隔による配置上の考慮 を行つ設計とする。	-	※5.52条要求を含む	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	設備の溶接構造・シール構造	DB※5	11.52条	11条13 52条10	E	火災発生防止機能(引火性物 質内包設備に対する対策)	-	同上	-	※5.52条要求を含む		
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	・換気設備(火災区域内の空調機器による機械換気) ・防爆対策(発電機水素ガス供給設備・油内包機器他) ・貯蔵対策(非常用ディーゼル発電設備燃料タンク、軽油タ ンク他)	DB※5	11.52条	11条14 11条15 11条16 11条17 52条11 52条12 52条13 52条14	E	火災発生防止機能(引火性物 質内包設備に対する対策)	-	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、空調機器による機械換気又は自 然換気を行つ設計とする。	-	※5.52条要求を含む	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	・火花対策(金属製の筐体内に収納する等) ・過熱防止(高温設備への保温材)	DB※5	11.52条	11条25 52条22	E	火災発生防止機能(発火源に 対する対策)	-	潤滑油又は燃料油を内包する設備は、貯蔵量を一定 時間の運転に必要な量にどめる設計とする。	-	※5.52条要求を含む	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	水素濃度検出器	DB※5	11.52条	11条19 52条16	E	火災発生防止機能(水素漏え い検出)	-	水素を内包する設備である蓄電池、气体供給装置及 び燃料供給装置の漏れの防止のため、蓄電池は水素の漏えい を考慮して溶接構造とし、ボルト等を用いて防爆の 対策を行つ設計とし、水素を内包する設備の火災によ り、発電用原子炉の設備の安全機能及び重大事故等に 対処する機能を保たないよう、壁の設置による配置 上の考慮を行つ設計とする。	-	※5.52条要求を含む	-	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定
フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する場合)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	放射線分解による水素蓄積防止対策	DB※5	11.52条	11条28 52条25	E	火災発生防止機能(引火性物質内包設備に対する対策)	-	火災の発生防止のため、放射線分解により水素が発生する火災区域又は火災区域における水素の蓄積防止対策として、社外法人より原子炉運行・監視技術協議会「BNR規範における混合ガス(水素・炭酸ガス)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月版)」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素の蓄積を防止する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	保護继電器・遮断器	DB※5	11.52条	11条26 52条23	E	火災発生防止機能(過電流による過熱及び堵縫防止)	-	火災の発生防止のため、発電用原子炉構造室内の電気系統は、保護继電器及び遮断器によって故障箇所を早期に遮断し、過電流による過熱及び堵縫を防止する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	機器の主要な構成材料は不燃材料(ステンレス鋼、炭素鋼又はコンクリート等)の使用	DB※5	11.52条	11条30 52条28	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設のうち、機器、配管、ダクト、トレーサー、電線管、盤の隔壁及びこれらの支持構造物の主要な構成材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用(屋内に設置するものに限る)	DB※5	11.52条	11条39 52条37	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性品質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	難燃ケーブル	DB※5	11.52条	11条36 11条37 52条34 52条35	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用するケーブルは、実証試験により自己点火性(UL重燃燃焼性)及び耐火性(UL重燃燃焼性試験方法)の場合はUL規格(UL1200:難燃ケーブル)を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	難燃性フィルタ(換気系)(チャコールフィルタ除く)	DB※5	11.52条	11条38 52条36	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除く。UL規格(UL1200:難燃ケーブル)を確認した難燃ケーブルの耐火性を有するケーブルを確認することにより、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とする。代替材料の使用による技術上問題な場合は、当該ケーブルの火災時に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	保温材(ケイ酸カルシウム、ロックウール及び金属等)	DB※5	11.52条	11条32 52条30	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設に使用する保温材は、原寸(成20年1月1日現在)で「建築基準法第140号」に定められたもの又は「建築基準法」で不燃性材質として認められたものを使用する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	建屋内装材(建築基準法に基づく不燃材料・消防法に基づく防炎物品)	DB※5	11.52条	11条33 52条31	E	不燃性材料又は難燃性材料の使用	-	火災防護上重要な機器等及び重大事故等対応施設を設する建屋の内装材は、「建築基準法」で不燃性材質として認められたものを使用する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	避雷設備	DB※5	11.52条	11条40 52条38	E	自然現象による火災の発生防止(落雷)	-	落雷によって、発電用原子炉構内設置の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備の設置及び接線の敷設を行なう設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	自然現象による火災の発生防止(耐震設計含む)	DB※5	11.52条	11条41 52条39	E	自然現象による火災の発生防止(支持性能・耐震設計)	-	火災防護上重要な機器等は、耐震クラスにして十分な支持性能をもつて地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規定の解説」(平成20年6月19日原子力規制委員会)に従い、耐震設計を行なう設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	煙感知器(防爆型を含む)	DB※5	11.52条	11条45 52条43 52条44	E	火災感知機能(煙感知)	-	火災感知機能の火災感知知覚は、火災区域又は火災区域内における放射線、取扱面高さ、温度、湿度、空気流等の環境要素、予想される火災の性質を考慮して、火災感知器を配置する。火災や又は火災の火災感知機能の火災感知上必要な機器等に重大な誤報等対応施設の構造に応じて、年間一定回数以上誤報等を発生する場合、アーログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器との併用の火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	熱感知器(防爆型・熱感知カメラを含む)	DB※5	11.52条	11条45 52条43 52条44	E	火災感知機能(熱感知)	-	火災感知機能の火災感知知覚は、火災感知装置の火災感知機能により火災の警報を発する。それその後の火災感知装置等の警報条件や火災の性質を考慮し、非アーログ式の火災感知器、ナノワット式の屋外機器の熱感知器及びアーログ式の屋外機器の熱感知知覚の火災感知機能においては、カラーランプにより映像監視(熱センサー)により火災感知装置の特定可能な設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	炎感知器(赤外線・屋外仕様含む)	DB※5	11.52条	11条45 52条43 52条44	E	火災感知機能(熱感知)	-	火災感知機能の火災感知知覚は、火災感知装置の火災感知機能により火災の警報を発する。また、火災感知機能は、構成されるアーログ式の警報機により動いた火災感知機能を1~3つ時まで引き保持する。屋外用・海水用・屋内用・屋外機器の火災感知機能は、年間一定回数以上誤報等を発生する場合、アーログ式の煙感知器及びアーログ式の屋外機器の熱感知知覚の火災感知機能においては、カラーランプにより映像監視(熱センサー)により火災感知装置の特定可能な設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	火災受信機盤(蓄電池内蔵)	DB※5	11.52条	11条46 52条45	E	火災感知機能(火災感知設備の作動状態監視)	-	火災感知機能の火災感知知覚は中央制御室に設置し、火災感知機能の作動状況を常時監視する設計とする。また、火災感知機能は、構成されるアーログ式の警報機により動いた火災感知機能を1~3つ時まで引き保持する。屋外用・海水用・屋内用・屋外機器の火災感知機能は、年間一定回数以上誤報等を発生する場合、アーログ式の煙感知器及びアーログ式の屋外機器の熱感知知覚の火災感知機能においては、カラーランプにより映像監視(熱センサー)により火災感知装置の特定可能な設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火器	DB※5	11.52条	11条50 52条49	E	消防設備機能(可搬型消火)	-	火災発生時の火災又は可搬射撃の影響により火活動が困憊にならないことは、消火器、移動式消火設備又は固定式消火設備を行なう設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	二酸化炭素消火器	DB※5	11.52条	11条53 52条52	E	消防設備機能(可搬型消火)	-	中央制御室は、消火器等で火災をうけ取るとし、中央制御室御室の火災については、電気制御部への最短時間がない二酸化炭素消火器で消火を行なう設計とする。また、中央制御室下ケーブルルームについては、自動消火設備であるリコグス消火設備(局所)を設置する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火栓	DB※5	11.52条	11条52 52条50	E	消防設備機能(固定式消火)	-	火災発生箇所の火災又は可搬射撃の影響により火活動が困憊にならないことは、消火栓、移動式消火設備又は固定式消火設備を行なう設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	移動式消火設備(化学消防自動車・沿岸液槽運搬車)	DB※5	11.52条	11条76 52条74	E	消防設備機能(可搬型消火)	-	移動式消火設備は、恒設の消防設備の代として消火栓又は消防射撃を備え付ける化学消防自動車・沿岸液槽運搬車を1台設置する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火用照明器具(蓄電池内蔵)	DB※5	11.52条	11条77 52条75	E	消防設備機能(移動及び消火設備の操作のための照度確保)	-	建屋内消火設備の設置場所及び設置場所における各路線には、移動式及び消火射撃の操作を考慮して、消火活動を実施するため、消火活動を実施する消火射撃時間20分間に現場での移動時間の時間を考慮し、8時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照度確保器具を設置する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	屋外消火設備の凍結防止対策(保温材含む)	DB※5	11.52条	11条73 52条71	E	消防設備機能(凍結防止対策)	-	屋外消火設備の配管は、保温材により配管内部の水が凍結しない設計とする。屋外消火射撃は、凍結を防止するため、自動排水機構により消火射撃内部に水が溜まらないよう構造とする設計とする。	-	※5.52条要求を含む

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備		DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する仕様)	基本設計方針記載内容 (仕様が明確にする場合がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統									
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	消火設備の破損、誤動作又は誤操作	DB※5	11.52条	11条50 52条49	E	消火設備機能(固定式消火)	火災防御上重要な機器等及び重大事態等に対する施設設備を有する火災区画には、消火設備の破損、誤動作又は誤操作が引き起こす場合について、原子炉安全に停止させるための機能又は重大事故時に対処するための必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えるための設備など、火災発生時の煙の充満又は火災抑制効果を及ぼす構造が有るなどと認められるものである。火災設備又は火災抑止装置等の火災設備設置があるロボット消火設備及びケーブルレイ消火設備を設置して消火を行う設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	隔壁弁(消火水系を他系統と共に用する消火水系への優先供給対応)	DB※5	11.52条	11条62 52条60	E	消火設備機能(消火用水の優先供給)	消火用水供給系は、飲料水系や内蔵用水等と別用する場合では、隔壁弁を設置して遮断する位置により、消火用水供給を优先する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	管轄区域外への流出防止	DB※5	11.52条	11条69 52条67	E	消火設備機能(放出消火剤の流出防止)	管轄区域内に放出した消火剤は、放射性物質を含むおそれがあるが故に、管轄区域外への流れを防止するため、管轄区域と管理区域との境界に堤等を設置するに、各ファブの管轄区域内に放した消火剤及び固体廃棄物処理施設に回収し、処理する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁・耐火壁(貫通部シール・防火扉・防火ダムバ等)	DB※5	11.52条	11条6 52条3	E	火災の影響軽減機能(耐火性)	建物内に設けらるる火災の影響軽減機能等が必要な原子炉の耐火性の確保のため、隔壁等の構造に構造的・機能的に構成される構造を有する構造物、系統及び機器及び放射性物質の貯蔵又は貯留された場合の構造物、系統及び機器を設置する火災区画は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁・耐火扉等に設置し、3時間以上に設置上必要となるコア・シール等を設けたものと認められる。また、隔壁から隔壁に試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁(貫通部シール・防火扉・防火ダムバ)により隣接する他の火災区域と分離するによう設計する。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	煙等流入防止装置	DB	11条	11条7	E	火災の影響軽減機能(煙の流入防止)	火災区域又は火災区域のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	3時間以上の耐火能力を有する隔壁等	DB	11条	11条86	E	火災の影響軽減機能(耐火性)	互いに相接する複数の火災防護対象機器等は、火災耐火試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	1時間以上の耐火能力を有する隔壁等	DB	11条	11条89	E	火災の影響軽減機能(耐火性)	互いに相接する複数の火災防護対象機器等は、火災耐火試験により1時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	高感度煙検出設備(中央制御室盤内)	DB	11条	11条93	E	火災の影響軽減機能(中央制御室内の火災早期知知)	中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするに、火災発生時に常に駐在する運転監視員と操作員が各自の活動場所にて、異なる安全警報区分への警報音を認識できるよう改めて室内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	サーモグラフィカメラ(中央制御室盤内)	DB	11条	11条94	E	火災の影響軽減機能(中央制御室内の初期の火災感知)	火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラの発生箇所を特定できる範囲を確保する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	排煙設備(中央制御室)	DB	11条	11条109	E	火災の影響軽減機能(排煙機能)	運転員が操作する火災制御室内には、火災発生時の煙を排气するため、運転基準法に基づき取扱の排煙設備を設置する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策(兼付ケーブルトレイ・金属製の筐体に収納)	DB	11条	11条101	E	火災の影響軽減機能(排煙隔壁の確保及び金属製の蓋付ケーブルトレイの使用等)	(a) 火災対応排煙設備等は、陸揚ケーブルを使用するに拘らず、電動管及び蓋付ケーブルトレイの使用等により火災の影響軽減対策を行う設計とする。 (b) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減対策は、隔壁の確保及び金属製の蓋付ケーブルトレイの使用等により火災の影響軽減対策を行う設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	ケーブル処理室の火災防護対策	DB※5	11.52条	11条81 52条79	E	火災の影響軽減機能(ケーブル処理室の早期消火活動)	ケーブル処理室は、自動化並びに簡易化によるコアドア開扉により直射する設計とする。区分Ⅰケーブル処理室及び区分Ⅱケーブル処理室においては、消火活動のために箇所の入口を設置する設計とする。 区分Ⅲケーブル処理室は、消火活動のために人口は設けないが、隔壁の大きさを確保し、室内の可燃物堆積のためのリール等の保管庫を設け、火災発生した場合においても、入り口から隔壁に到達する際の隔壁の消火活動を行なうことが可能設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	蓄電池室の火災防護対策	DB※5	11.52条	11条20 52条17	E	火災防護対策(中央制御室に警報発報)	蓄電池室の火災警報が停止する場合には、中央制御室内に警報を発する旨の警報装置を、蓄電池室内に直接閉塞装置やインバータを設置しない。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備の火災防護対策	DB※5	11.52条	11条79 11条80 52条77 52条78	E	火災防護対策(未臨界性の確保)	使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラグに燃料貯蔵槽にて未臨界性が確保される設計とする。 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水流噴出され、水份充填装置に運ばれた後とおもつても排水管が開放される設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	放射性廃棄物処理設備等の火災防護対策(環境への放射性物質の放出防止対策)	DB※5	11.52条	11条21 52条18	E	火災防護対策(放射性物質の放出防止)	放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区画は、該設備の周囲は、火災対応排煙隔壁及び火災区画への流入を防止するため、津波防護施設として消防栓及び消防栓放水路路端小工を設置する設計とする。また、浸水防止設備として逆流防止設備、水密閘、浸水防止蓋及び止逆弁付アンペル等を設置並びに貫通部止水装置を実施する設計とする。	-	※5.52条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第2号機海水ポンプ室防潮壁横断部)	DB※6	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	評価の結果、流水する可能性のある経路が特定されるとから、津波防護対象設備(非常用浸水設備を除く)に津波が流入する場合に、該設備の周囲は、火災対応排煙隔壁及び火災区画への流入を防止するため、津波防護施設として消防栓及び消防栓放水路路端小工を設置する設計とする。また、浸水防止設備として逆流防止設備、水密閘、浸水防止蓋及び止逆弁付アンペル等を設置並びに貫通部止水装置を実施する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第3号機海水ポンプ室防潮壁横断部)	DB※6	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	※6.51条要求を含む	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第3号機放水立坑防潮壁横断部)	DB※6	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	※6.51条要求を含む	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第3号機機械冷却海水系放水ピット浸水防止蓋貫通部)	DB※6	6.51条	6条18 51条17	E	津波の流入防止機能	-	※6.51条要求を含む	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	津波監視カメラ	DB※6	6.51条	6条42 51条42	E	津波監視機能	津波監視設備のうち津波監視カメラは、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜に亘り中央制御室から監視可能な設計とする。	-	※6.51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	取水ピット水位計	DB※6	6.51条	6条43 51条43	B	津波監視機能	津波監視設備のうち取水ピット水位計は、非常用電源から給電し、赤外線撮像機能を有したカメラにより、昼夜に亘り中央制御室から監視可能な設計とする。	-	※6.51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	■	非常用電源設備からの給電(津波監視カメラ・取水ピット水位計)	DB※6	6.51条	6条43 51条43	E	電源設備からの給電	評価の結果、浸水する可能性のある経路が特定されるとから、津波防護対象設備(非常用浸水設備を除く)に津波が流入する場合に、該設備の周囲は、火災対応排煙隔壁及び火災区画への流入を防止するための津波防護施設として消防栓及び消防栓放水路路端小工を設置する設計とする。また、浸水防止設備として逆流防止設備、水密閘、浸水防止蓋及び止逆弁付アンペル等を設置並びに貫通部止水装置を実施する設計とする。	■	※6.51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第2号機原子炉建屋)	DB※6	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	溢水の影響により、防護手段や設備設置の水位によると水位が異なる場合に、溢水に対する止水機能を確保する。溢水に対する止水性(以下止水性)という。を構築する壁、扉、堰、埋、逆流防止装置及び貫通部止水装置により溢水伝播を防止するための対策を実施する。	-	※6.51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第2号機機械室)	DB※6	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は構造健全性評価にて止水性を確認する設計とする。	-	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第2号機軽油タンクエリア)	DB※6	6.12.51条	6条25 51条24 12条18	E	溢水に対する止水機能	溢水の影響により、防護手段や設備設置の水位によると水位が異なる場合に、溢水に対する止水機能を確保する。溢水に対する止水性(以下止水性)という。を構築する壁、扉、堰、埋、逆流防止装置及び貫通部止水装置により溢水伝播を防止するための対策を実施する。	-	※6.51条要求を含む
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	■	貫通部止水装置(第2号機タービン建屋)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	溢水の影響により、防護手段や設備設置の水位によると水位が異なる場合に、溢水に対する止水機能を確保する。溢水に対する止水性(以下止水性)という。を構築する壁、扉、堰、埋、逆流防止装置及び貫通部止水装置により溢水伝播を防止するための対策を実施する。	■	
その他発電用原子炉の附属施設 火災防護設備	-	貫通部止水装置(第2号機海水ポンプ室)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は構造健全性評価にて止水性を確認する設計とする。	-	

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

申請対象設備			DB/SA	関連文書	基本設計方針 (リンク番号)	選定 フロー※1	性能・機能	明確にする必要がある仕様 (基本設計方針に記載する項目)	基本設計方針記載内容 (仕様を明確にする必要がある場合は、その仕様も記載する。)	記載資料名	備考
施設区分	系統	機器名									
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	循環水系隔離システム(漏えい検出器)	DB	12条	12条26	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	タービン建屋内における循環水系配管の破損による溢水を感知する(漏えい検出器)。循環水系隔離システム(漏えい検出器)を行うため、循環水系隔離システム(漏えい検出器及び監視装置)を設置する。循環水系隔離システムは、隔離信号を発信後、約30秒で循環水ポンプを停止するとともに、約3分で復水室出入口弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	循環水系隔離システム(復水器水室出入口弁)	DB	12条	12条26	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	同上	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	循環水系隔離システム(漏えい検出制御盤)	DB	12条	12条26	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	同上	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	循環水系隔離システム(監視盤)	DB	12条	12条26	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	同上	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検出器)	DB	12条	12条27	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	タービン建屋内におけるタービン補機冷却海水系配管の破損による溢水を感知する(漏えい検出器)。循環水系隔離システム(漏えい検出器)を行うため、タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検出器及び監視装置)を設置する。タービン補機冷却海水系隔離システムは、隔離信号を発信後、約30秒でタービン補機冷却海水ポンプを停止するとともに、タービン補機冷却海水ポンプ出入口弁を自動閉止する設計とする。	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	タービン補機冷却海水系隔離システム(タービン補機冷却海水ポンプ出入口弁)	DB	12条	12条27	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	同上	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検出制御盤)	DB	12条	12条27	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	同上	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	タービン補機冷却海水系隔離システム(監視盤)	DB	12条	12条27	B	溢水に対する隔離機能	自動隔離時間	同上	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.1)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	—	没水の影響により、防護すべき設備が溢水による水位に達し喪失される危険がないものがある場合は、溢水水位を上回る高さまで、溢水により発生する水位に対する止水性(以下「止水性」といいます)を維持する装置を設置する。一方で、止水装置を設置する位置により溢水伝導を防ぐするための計画を実施する。止水性を保持する浸水防護施設については、試験又は改修健全性評価にて止水性を確認する設計とする。		—
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.2)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	—	同上	同上	—
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.3)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	—	同上	同上	—
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.4)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	—	同上	同上	—
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	FPMUWポンプ室逆流防止装置(No.5)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	—	同上	同上	—
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	空調機械(A)室逆流防止装置(No.1)	DB	12条	12条18	E	溢水に対する止水機能	—	同上	同上	—
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	原子炉建屋プローアウトバル	DB	12条	12条23	B(B)	蒸気影響の軽減機能	設置枚数 開放差圧	安全設備及び重大事故対応設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	3.11.3.6.1 高圧炉心スプレイ系の運用	
その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設	—	保護カバー	DB	12条	12条22	D	蒸気影響の軽減機能	—	発電用原子炉施設の 溢水防護に関する説明書		
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	—	酸素濃度計(緊急時対策所用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	酸素濃度測定機能	個数	緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が感知できるよう設計が求められる。酸素濃度計(緊急時対策所用)、酸素濃度計(予備)1台を保有する設計とするとともに、室内へのガスガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため確実な判断ができるよう放射線量を監視・測定するため、ささらに緊急時対策所加压室(緊急時対策所内)に設置する緊急時対策所用酸素濃度計(予備)2台及び可搬型CO ₂ モニタ及び可搬型CO ₂ リニアポンプを保有する設計とする。	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	—	二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)	DB/SA	46.76条	46条7 76条22	B	二酸化炭素濃度測定機能	個数	同上	緊急時対策所の機能に 関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	—	緊急時対策所代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)(緊急時対策所)	SA	76条	76条5 76条6	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。		—
その他発電用原子炉の附属施設 緊急時対策所	—	常設代替交流電源設備からの給電(居住性の確保)(緊急時対策所)	SA	76条	76条5 76条8	E	電源設備からの給電	—	緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。 可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車(緊急時対策所用)1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。		—

※1:補足-100-1 工事計画認可申請における本文および添付書類の作成要領についての『3-別紙4 基本設計方針に記載すべき機器仕様および設定根拠に関する説明書作成対象設備 選定フロー』による

2. 比較表(技術基準要求機器リスト)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
施設共通(巻) 防護ネット		巻防護ネット(建屋開口部巻防護ネット)	材料 綫径 網目寸法	材料 綫径 網目寸法	巻防護ネット	材料 綫径 網目寸法 厚さ	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通(巻)		巻防護鋼板(換気空調系ダクト防護壁) 巻防護鋼板(原子炉補機冷却海水系配管防護壁) 巻防護鋼板(非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板) 巻防護鋼板(非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板)	材料 厚さ	材料 厚さ			設備構成の差異であり、女川2号機では巻に対する防護対策施設は、巻防護ネット及び巻防護鋼板としている。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(巻)	扉	巻防護扉	材料 厚さ	材料 厚さ	巻防護扉		女川2号機は巻の影響を考慮する扉については、巻より防護すべき施設を内包する施設として整理しており、仕様については、「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて示している。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(巻)	防護鋼板	巻防護フード(建屋開口部巻防護鋼製フード) 巻防護フード(建屋開口部巻防護コンクリート製フード)	材料 厚さ	材料 厚さ	巻防護鋼板	材料 厚さ	差異なし。
			発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書		発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
施設共通(火山)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板 非常用ディーゼル発電設備燃料移送配管防護板		—			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(外部火災)		非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ防護板		—			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
				発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			
施設共通(アクセスルート)	ホイールローダ	ホイールローダ(6,7号機共用)	台数	台数			屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			
施設共通(アクセスルート)					ブルドーザ	台数	屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
						安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
施設共通(アクセスルート)					バックホウ	台数	屋外アクセスルートの地震影響評価結果の相違による、屋外アクセスルート復旧用重機の相違。
						安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
施設共通(地震)	原子炉建屋地下排水設備	7号機地下水排水設備 5号機地下水排水設備(6,7号機共用)	容量 揚程 原動機出力 個数 計測範囲 容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲 設定根拠に関する説明書(別添) 設定根拠に関する説明書(別添)	ドレーン 接続構 揚水井戸 配管 非常用電源設備からの給電(地下水位低下設備) 常設代替交流電源設備からの給電(地下水位低下設備) 電源盤	揚水ポンプ	個数 容量 揚程 原動機出力 個数 地下水位低下設備の設計方針	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。
						個数 地下水位低下設備の設計方針	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。
					— 地下水位低下設備の設計方針	— 地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。	
						容量 地下水位低下設備の設計方針	地下水位低下設備を構成する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の設計方針」に記載しているため。
					散地側集水ビット(北側) 地下水位低下設備の耐震計算の方針	— 地下水位低下設備で汲み上げた地下水をO.P.+14.8m盤から海へ確定に排水する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の耐震計算の方針」に記載しているため。	
						— 地下水位低下設備の耐震計算の方針	地下水位低下設備で汲み上げた地下水をO.P.+14.8m盤から海へ確定に排水する設備として基本設計方針及び添付書類「地下水位低下設備の耐震計算の方針」に記載しているため。
					使用済燃料プール監視カメラ	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	差異なし。
						個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
				使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置	個数 容量 設定根拠に関する説明書(別添) 設定根拠に関する説明書(別添)	— 女川2号機はカメラと冷却装置が一体型のため、記載していない。	
				汚漏防止膜	高さ 幅 個数 設定根拠に関する説明書(別添) 設定根拠に関する説明書(別添)	高さ 幅 個数 シルトフェンス 設定根拠に関する説明書(別添)	差異なし。
					重量 設定根拠に関する説明書(別添)	— 女川2号機は、放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置することで海洋への放射性物質の拡散抑制対策が可能であることから、放射性物質吸着材は、自主対策設備と位置づけているため申請していない。	
				放射性物質吸着材(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	— 柏崎刈羽7号機は、小型船舶を用いて汚漏防止膜を設置するが、女川2号機は、陸上からの作業で設置可能であり、小型船舶は不要な設計としているため申請していない。	
					— 設定根拠に関する説明書(別添)		
			小型船舶(汚漏防止膜設置用)(6,7号機共用)	— 設定根拠に関する説明書(別添)	— サイフォンブレーク孔	— 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	差異なし。
						— 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	— 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設		可搬型計測器 可搬型計測器(6.7号機共用)(予備)		個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	可搬型計測器	個数 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範団及び警報動作範囲に関する説明書	女川II号機は他号炉と共にしないため、共用設備なし。
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設					ホース延長回収車	台数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川II号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
原子炉冷却系統施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	フィルタ装置	個数 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	女川II号機はフィルタ装置3台を並列に設置する設計としているため個数を記載している。
原子炉冷却系統施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	第二弁操作室遮蔽(放射線管管理施設に記載。記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽(原子炉格納施設に記載。記載内容比較のため転記。)	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。(女川II号機は、原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁を遠隔手動操作する際は、炉心措置前であっても遠隔手動弁操作設備遮蔽の中で作業することから原子炉冷却系統施設としても申請している。)
原子炉冷却系統施設	耐圧強化ペント系	耐圧強化ペント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	耐圧強化ペント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	格納容器送がし装置	格納容器圧力送がし装置(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器フィルペント系(系統設計流量)	系統設計流量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設	サプレッション・チェンバ	原子炉格納容器(サプレッション・チェンバ)	容量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納容器(サプレッション・チェンバ)	容量 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉冷却系統施設		水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)	容量 pH 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				柏崎刈羽7号機ではベント中に蒸気凝縮によりフィルタ装置面水位が上昇するため、機能喪失しない水位に維持するため排水が必要である。また、専用機では水の量を量よりよりも機能喪失しない設計としており、排水量はベント停止時に十分な量の薬液を保有するとして、ベント後でもアルカリ性を維持できる設計としているため申請していない。
原子炉冷却系統施設		遠隔空気駆動弁操作設備	個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川II号機の遠隔手動操作設備(4箇)が設置される原子炉格納容器第一隔離弁及び第二隔離弁は空気駆動弁ではなく、対象設備が 空気 ため申請していない。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
原子炉冷却系統施設		燃料取替床プローアウトバナル		設置枚数 開放差圧	原子炉建屋プローアウトバナル	設置枚数 開放差圧	東海第二のプローアウトバナルはインターフェイスシステムLOCA時の開放に期待していないため申請していない。
原子炉冷却系統施設				安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	ホース延長回収車	台数	女川II号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。
計測制御系統施設	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ装置入口水素濃度 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置圧力 ・フィルタ装置スクラビング水温度 ・残留熱除去系海水系系統流量 ・緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換器) ・緊急用海水系流量(残留熱除去系補機) ・常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 ・代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 ・原子炉隔壁熱冷却系ポンプ吐出圧力 ・高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ・低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力 ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力 		計測範囲 個数	計測範囲 個数	個数 計測範囲	系統構成の相違による設備の相違。	
計測制御系統施設	静的船模式水素再結合器動作監視装置	静的船模式水素再結合器 動作監視装置	計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	計測装置の構成に関する説明書 並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
計測制御系統施設	可搬型計測器	可搬型計測器 可搬型計測器(6.7号機共用)(予備)	個数	個数	個数	女川II号機は他号炉と共用しないため、共用設備なし。	
計測制御系統施設	格納容器内空気ガスサンプリング装置	格納容器内ガスサンプリングポンプ	圧縮機吐出圧力 圧縮機容量 冷却器容量 窒素ポンベ個数 空調機容量	個数 吐出圧力 容量	個数 吐出圧力	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガスサンプリングポンプとしてまとめて記載しており、差異なし。東海第二とは設備構成による差異。	
計測制御系統施設			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)	柏崎刈羽7号機は格納容器内ガスサンプリングポンプとしてまとめて記載しており、差異なし。東海第二とは設備構成による差異。	
計測制御系統施設		格納容器内ガス冷却器	個数 伝熱面積	個数 伝熱面積	個数 伝熱面積	柏崎刈羽7号機と差異なし。東海第二とは設備構成による差異。	
計測制御系統施設			設定根拠に関する説明書(別添)	格納容器内空気ガスサンプリング装置(排気ポンプ)	設定根拠に関する説明書(別添)	東海第二、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。	
				格納容器内空気ガスサンプリング装置(素組換出器冷却装置)		東海第二、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。	
				設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
計測制御系統施設	非常用窒素供給系高圧窒素ガスボンベ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)				女川2号機は高圧窒素ガスボンベの最高使用温度(40°C)が環境条件(40°C)以下であるため、空調機を設置する必要がないことによる差異。
計測制御系統施設	非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ		空調機容量 設定根拠に関する説明書(別添)				女川2号機は高圧窒素ガスボンベの最高使用温度(40°C)が環境条件(40°C)以下であるため、空調機を設置する必要がないことによる差異。
計測制御系統施設		自動減圧系の起動阻止スイッチ		個数 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書			女川2号機の自動減圧系作動阻止機能は、自動で自動減圧系の起動阻止を行なうインターロックの他に運転員の手動操作による自動減圧系の起動阻止も行なわれるが、運転員の操作忘れを考慮した場合、原子炉出力が逸走するという影響を踏まえ、運転員の負担軽減の観点から、手動操作の他に自動インターロックを採用了した。
放射性廃棄物の廃棄施設	格納容器床ドレンサンプ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)がないため対象設備なし。
放射線管理施設	可搬型気象観測設備	可搬型気象観測装置(6,7号機共用)	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面 可搬型気象観測設備	個数 環境測定装置の取付箇所を明示した図面(可搬型気象観測設備設置場所)	代替気象観測設備	個数 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	差異なし。
放射線管理施設	小型船舶	小型船舶(海上モニタリング用) (6,7号機共用)	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	小型船舶	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	設備構成は差異なし。 個数については個別の説明書に記載していないため、柏崎刈羽7号機同様に「設定根拠に関する説明書(別添)」において個数を記載している。
放射線管理施設	可搬型ダスト・よう素サンプラ	可搬型ダスト・よう素サンプラ(6,7号機共用)	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	可搬型ダスト・よう素サンプラ	個数 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	差異なし。
放射線管理施設	中央制御室待避室差圧計		個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書		差圧計(中央制御室待避所用)	個数 計測範囲 中央制御室の居住性に関する説明書	東海第二とは差異がないが、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。
放射線管理施設	緊急対策所用差圧計(東海、東海第二発電所共用)		個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書		差圧計(緊急時対策所用)	個数 計測範囲 緊急時対策所の居住性に関する説明書	東海第二とは差異がないが、柏崎刈羽7号機とは設備構成による差異。
放射線管理施設	第二弁操作室差圧計		個数 計測範囲 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川2号機では直轄設計の相違により操作場所の簡略化設備は不要としているため、対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
放射線管理施設	第二弁操作室遮蔽		材料 厚さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				女川2号機では、原子炉冷却系統施設及び原子炉格納施設の「遠隔手動弁操作設備遮蔽」として記載。
放射線管理施設		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)(6,7号機共用)	個数 非常用照明に関する説明書				明確にする必要のある仕様及び説明書にて説明すべき性能・機能がないことから記載していない。
放射線管理施設		中央制御室用乾電池内蔵型照明(ランタンタイプ)(6,7号機共用)	個数 非常用照明に関する説明書				明確にする必要のある仕様及び説明書にて説明すべき性能・機能がないことから記載していない。
原子炉格納施設	泡混合器	泡原液混合装置(6,7号機共用)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	個数 設定根拠に関する説明書(別添)	泡消火薬剤混合装置	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機の泡消火薬剤混合装置は、泡混合器と泡消火薬剤容器が一体となっていることから、容器を個別に申請していない。
原子炉格納施設	泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)	泡消火薬剤	容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)	容量 設定根拠に関する説明書(別添)		容量 個数 原子炉格納容器(サプレッション チェンバー)	
原子炉格納施設	サプレッション・チェンバ	原子炉格納容器(サプレッション チェンバー)	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		容量 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	差異なし。
原子炉格納施設	コリウムシールド	コリウムシールド	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	高さ 厚さ 材料 個数 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機はコリウムシールドを設置しない状態でも、原子炉格納容器下部へ落下した溶融炉心がドレン配管内で凝固することを確認している。コリウムシールドは自主対策設備として設置することから申請していない。
原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンブ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)がないため対象設備なし。
原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンブ導入管		高さ 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)がないため対象設備なし。
原子炉格納施設	格納容器床ドレンサンブシリット		高さ 幅 厚さ 材料 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)がないため対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
原子炉格納施設	格納容器機器ドレンサンプルリット		高さ 幅 厚さ 材料				東海第二特有の設備であり、女川2号機ではペデスタル排水系として導入管等(スワンネック等)がないため対象設備なし。
原子炉格納施設	原子炉建屋外側プローアウトバネル	燃料取替床プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	—	原子炉建屋プローアウトバネル	—	差異なし。(明確にする仕様の要求があるのは兼用先である原子炉冷却系貯蔵施設・浸水防護施設であり、原子炉格納施設としては明確にすべき仕様の要求はない。)
原子炉格納施設	プローアウトバネル閉止装置	燃料取替床プローアウトバネル 閉止装置	個数	個数		—	
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	原子炉建屋プローアウトバネル 閉止装置	個数	差異なし。
原子炉格納施設	格納容器圧力逃がし装置	格納容器圧力逃がし装置(系統設計流量)	系統設計流量	系統設計流量	原子炉格納容器フィルタベント系(系統設計流量)	系統設計流量	差異なし。
原子炉格納施設	フィルタ装置	フィルタ装置(pH)	pH	pH	フィルタ装置	個数 pH	女川2号機はフィルタ装置3台を並列に設置する設計としているため個数を記載している。
原子炉格納施設	移送ポンプ		容量 揚程 個数	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設	遠隔人力操作機構	遠隔手動弁操作設備	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	遠隔手動弁操作設備	個数	女川2号機の原子炉格納容器フィルタベント系排水設備は、自重によって排水を移送可能であることからポンプを設置しない。また、排水設備は、原子炉格納容器の破損及び原子炉格納容器内の水素による爆発を防止する機能に直接関係せず、安定状態の維持を目的として使用することから、自主対策設備として位置付けていたため申請していない。
原子炉格納施設	汚漏防止膜(可搬型)	汚漏防止膜(6.7号機共用)	高さ 幅 個数	設定根拠に関する説明書(別添)		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設		小型船舶(汚漏防止膜設置用)(6.7号機共用)	高さ 幅 個数	設定根拠に関する説明書(別添)	シルトフェンス	高さ 幅 個数	柏崎刈羽7号機は、小型船舶を用いて汚漏防止膜を設置するが、女川2号機は陸上からの作業で設置可能である。小型船舶は不要な設計としているため申請していない。
原子炉格納施設		放射性物質吸着材(6.7号機共用)	重量	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
原子炉格納施設	第二弁操作室遮蔽(放射線管理施設に記載、記載内容比較のため転記。)	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ	材料厚さ	遠隔手動弁操作設備遮蔽	材料厚さ	差異なし。
原子炉格納施設			原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書		原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	
原子炉格納施設		遠隔空気駆動弁操作設備	個数				女川2号機の遠隔手動弁操作設備(4個)が設置される原子炉格納容器第一・二階層弁及び第二・三階層弁は空気駆動弁ではなく、対象設備が 空気駆動弁 ため申請していない。
原子炉格納施設		水酸化ナトリウム水溶液(6.7号機共用)	容量pH	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			柏崎刈羽7号機ではペントロに蒸気凝縮器によりフィルタ装置雨水が上昇する際に漏れを喪失しない水位に維持する機能が求めが必要で、その間に調整が必要である。女川2号機では水位上昇によっても機能喪失しない設計としており、排水せず、さらに待機時に十分量の薬液を保有することで、ベンチ後でもアルカリ性を維持できる設計としているため申請していない。
原子炉格納施設		主蒸気系トンネル室プローアウトバル	設置枚数開放差圧	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書			女川2号機で原子炉建屋のパウンドアリとなるプローアウトバルは原子炉建屋プローアウトバルのみのため、申請していない。
原子炉格納施設		耐圧強化ペント系(系統設計流量)	系統設計流量	原子炉格納施設の設計条件に関する説明書			女川2号機では炉心損傷前に限って使用することから、原子炉格納施設として申請していない。
原子炉格納施設			ホース延長回収車	台数	女川2号機は送水用ホースを敷設する際、ホース延長回収車に期待しているため、技術基準要求機器としている。	設定根拠に関する説明書(別添)	
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置	メタルクラッド開閉装置(7C,7D)	電圧電流母線数	容量個数	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	容量個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)		設定根拠に関する説明書(別添)	
		メタルクラッド開閉装置(7C,7D)	—	—	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書		非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	
		メタルクラッド開閉装置(7E)	電圧電流母線数	容量個数			
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
		メタルクラッド開閉装置(7E)	—	—	メタルクラッドスイッチギア(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書			

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
非常用電源設備	メタルクラッド開閉装置HPCS		電圧 電流 母線数		メタルクラッドスイッチギア(高圧 炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)				
			—		メタルクラッドスイッチギア(高圧 炉心スプレイ系用)	—	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書				
非常用電源設備	パワーセンタ	パワーセンタ	電圧 電流 母線数	容量 個数	パワーセンタ(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
		パワーセンタ	—	—	パワーセンタ(非常用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書			
非常用電源設備	モータコントロールセンタ	モータコントロールセンタ	電圧 電流 母線数	容量 個数	モータコントロールセンタ(非常 用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
		モータコントロールセンタ	—	—	モータコントロールセンタ(非常 用)	—	差異なし。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書	非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書			
非常用電源設備	モータコントロールセンタHPCS		電圧 電流 母線数		モータコントロールセンタ(高圧 炉心スプレイ系用)	容量 個数	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)				
			—		モータコントロールセンタ(高圧 炉心スプレイ系用)	—	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			非常用発電装置の出力の決定 に関する説明書				
非常用電源設備	動力変圧器	動力変圧器	電圧 容量 個数	容量 個数	動力変圧器(非常用)	容量 個数	差異なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)			
非常用電源設備	動力変圧器HPCS		電圧 容量 個数		動力変圧器(高圧炉心スプレイ 系用)	容量 個数	女川2号機持有的設備であり、柏 崎刈羽7号機では、HPCS専用の 電源系統はない。
			設定根拠に関する説明書(別添)				

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
非常用電源設備			電圧 電流 個数	容量 個数		容量 個数	
			設定根拠に関する説明書(別添)	設定根拠に関する説明書(別添)	中央制御室120V交流分電盤(非常用) 460V原子炉建屋交流電源切替盤(非常用) ガスタービン発電機接続盤 マルクラバシスイッチギア(緊急用) 動力変圧器(緊急用) パーセンタージ(緊急用) モータコントロールセンタ(緊急用) ガスタービン発電設備燃料移送 パンプ接続盤 460V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) 120V原子炉建屋交流電源切替盤(緊急用) 中央制御室120V交流分電盤(緊急用) 125V直流分電盤2A及び2B 125V直流主母線盤2A及び2B 125V直流主母線盤2A-1及び2B-1 125V直流分電盤2A-1, 2A-2, 2A-3, 2B-1, 2B-2及び2B-3 125V直流電源切替盤2A及び2B 125V直流RCICモータコントロールセンタ 125V充電器2H 125V直流主母線盤2H 125V直流分電盤2H 125V代替充電器 250V充電器 250V直流主母線盤 マルクラバシスイッチギア(緊急時対策用) 動力変圧器(緊急時対策用) モータコントロールセンタ(緊急時対策用) 105V交流電源切替盤(緊急時対策用) 105V交流分電盤(緊急時対策用) 120V交流分電盤(緊急時対策用) 210V交流分電盤(緊急時対策用) 125V直流主母線盤(緊急時対策用)	設定根拠に関する説明書(別添)	女川2号機として必要な電源盤類を抽出している。
非常用電源設備				容量 個数			
非常用電源設備			5号機原子炉建屋内緊急時対策所用交流110V分電盤1(6.7号機共用)	設定根拠に関する説明書(別添)			設備構成の差異であり、女川2号機では、対象設備なし。
非常用電源設備		可搬ケーブル(6.7号機共用)		容量 個数			柏崎刈羽7号機特有の設備であり、女川2号機では、同様の設備なし。
非常用電源設備		号炉間電力遮断ケーブル(常設)(6.7号機共用)		容量 個数			柏崎刈羽7号機は複数号炉申請であるが、女川2号機は単独号炉申請のため号炉間電力遮断設備は申請対象外である。(自立対策設備として設置)

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
非常用電源設備		号炉間電力融通ケーブル(可搬型)(6,7号機共用)		容量 個数 設定根拠に関する説明書(別添)			柏崎刈羽7号機は複数号炉申請であるが、女川2号機は単独号炉申請のため号炉間電力融通設備は申請対象外である。(自主対策設備として設置)
浸水防護施設	取水ピット水位計	取水槽水位計	個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面・津波監視設備発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	取水ピット水位計	計測範囲 発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書	柏崎刈羽7号機との差異なし。
浸水防護施設	潮位計		個数 計測範囲 環境測定装置の取付箇所を明示した図面・津波監視設備発電用原子炉施設の自然現象等による損傷防止に関する説明書				津波監視設備の差異であり、柏崎刈羽7号機と同様に対象設備なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(検知器制御盤及び検知監視盤)	循環水系隔離システム	自動隔離時間	自動隔離時間	循環水系隔離システム(漏えい検出制御盤)	自動隔離時間	差異なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(漏えい検知器)		発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	循環水系隔離システム(監視盤)	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	差異なし。
浸水防護施設	循環水系隔離システム(循環水泵出口弁及び復水器水室出入口弁)		自動隔離時間		循環水系隔離システム(漏えい検出器)	自動隔離時間	差異なし。
浸水防護施設	可換維手(循環水管伸縮維手)		自動隔離時間		循環水系隔離システム(復水器水室出入口弁)	自動隔離時間	差異なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(温度検出器)		継手部とのすき間				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(蒸気遮断弁)		蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(蒸気遮断弁)		蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
浸水防護施設	自動検知・遠隔隔離システム(蒸気遮断弁)		蒸気遮断弁自動隔離時間 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
浸水防護施設	防護カバー		配管とのすき間				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
			設定根拠に関する説明書(別添)				
浸水防護施設	原子炉建屋原子炉棟止水板6-1		高さ				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				
浸水防護施設	原子炉建屋原子炉棟止水板6-2		高さ				設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書				
浸水防護施設	原子炉建屋外側プローアウトバネル	燃料取替床プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	設置枚数 開放差圧	原子炉建屋プローアウトバネル	設置枚数 開放差圧	差異なし。
			安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
浸水防護施設	保護カバー(蒸気防護カバー)		—	保護カバー	—	保護カバー	差異なし。
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
浸水防護施設	タービン補機冷却海水系隔離システム		自動隔離時間		自動隔離時間		東海第二とはプラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違であり、女川2号機は溢水量低減のため設置。
			発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	タービン補機冷却海水系隔離システム(薄い接出器)	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	タービン補機冷却海水系隔離システム(薄い接出器)	
					自動隔離時間		東海第二とはプラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違であり、女川2号機は溢水量低減のため設置。
			タービン補機冷却海水系隔離システム(薄い接出器弁)	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	タービン補機冷却海水系隔離システム(薄い接出器弁)	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
					自動隔離時間		東海第二とはプラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違であり、女川2号機は溢水量低減のため設置。
			タービン補機冷却海水系隔離システム(監視盤)	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	タービン補機冷却海水系隔離システム(監視盤)	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	
					自動隔離時間		東海第二とはプラント設備構成の相違による設備対策範囲の相違であり、女川2号機は溢水量低減のため設置。
			容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	設定根拠に関する説明書(別添)	容量 揚程 原動機出力 個数 検出範囲	設定根拠に関する説明書(別添)	
浸水防護施設		7号機地下水排水設備					設計方針の差異であり、女川2号機では地下水位低下設備に対して、浸水防護施設として期待していない。
浸水防護施設		主蒸気系トンネル室プローアウトバネル		設置枚数 開放差圧			設計方針の差異であり、女川2号機では原子炉建屋とタービン建屋間プローアウトバネルについて閉鎖することとしているため、同様の設備はない。

施設区分	申請対象設備機器名		明確にする必要がある仕様及び説明書		申請対象設備機器名	明確にする必要がある仕様及び説明書	差異理由
	東海第二	柏崎刈羽7号機	東海第二	柏崎刈羽7号機			
緊急時対策所	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	酸素濃度計(6.7号機共用)	個数	個数	酸素濃度計(緊急時対策所用)	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	女川2号機は柏崎刈羽7号機と同じ。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
			緊急時対策所の機能に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書			
緊急時対策所	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	二酸化炭素濃度計(6.7号機共用)	個数	個数	二酸化炭素濃度計(緊急時対策所用)	緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書	女川2号機は柏崎刈羽7号機と同じ。 個数については、緊急時対策所の機能に関する説明書に記載し、機能については、緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載している。
			緊急時対策所の機能に関する説明書	緊急時対策所の居住性に関する説明書			
緊急時対策所		5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置(6.7号機共用)		個数			設備構成の差異であり、女川2号機では対象設備なし。
緊急時対策所		5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計(6.7号機共用)		個数 計測範囲			女川2号機では、放射線管理施設の「差圧計(緊急時対策所用)」として整理している。
				緊急時対策所の機能に関する説明書 緊急時対策所の居住性に関する説明書			